

「ゆかり」の人物にちなむ祭礼

—茅ヶ崎市の大岡越前祭を事例に—

及川 祥平（おいかわ・しょうへい）

(成城大学大学院博士後期課程在籍・成城大学民俗学研究所研究生／グローカル研究センターRA)

はじめに

大岡越前守忠相は神奈川県茅ヶ崎市に「ゆかり」の人物であり、郷土の偉人とされている。たとえば、茅ヶ崎市は平成12年(2000)から平成15年(2003)にかけて、普段利用する道に愛着をもってもらえるようにという主旨で「みちの愛称」の公募を行った。その結果、加山雄三通り、サザン通りといった茅ヶ崎市に關係の深い著名人にちなんだ道の愛称とともに、大岡越前通りが誕生している。このことを報じる『神奈川新聞』の記事は「『茅ヶ崎』感じてあるこう」と題されている¹。大岡忠相は、地域を「感じる」ことの手掛かりになるほどに、茅ヶ崎を表象する人物の一人のようである。こうした忠相と茅ヶ崎市との「ゆかり」は、忠相の墓所が市内に存在することにちなむ。その「ゆかり」のため、毎年4月第3週の土・日には、忠相の遺徳を偲ぶという名目で、大岡越前祭という祭礼が華やかに挙行されている。同祭礼は昭和31年(1956)に大岡祭として第1回が行われているが、それは大正2年(1913)から第2次世界大戦前後まで行われていた贈位祭という祭礼を復活させたものとされている。大岡忠相が当地に「ゆかり」をもつことが意識され

始めたのも、贈位祭誕生の直前の時期のことである。

小稿では、大岡越前祭の誕生と展開過程に検討を加えることで、当該地域において大岡忠相との「ゆかり」がどのように発見され、地域の偉人として定位されていったのかを明らかにしていく。ちなみに、大岡越前祭についてはいくつかの地域発行の刊行物が存在するものの、民俗学や隣接諸学の研究論文・調査報告等は見られないことも申し添えておきたい。

第1章 先行研究の整理と問題の所在

第1節 先行研究の整理

筆者は「人を神に祀る風習」に関心を寄せている。同テーマは民俗学において膨大な議論の蓄積を有し、特に近年は記憶論的な研究が進展している。本研究はその延長線上に位置付けることができる。ここでは、本研究に関わるものにかぎって先行研究を整理し、ここで取り組む問題の所在とその学史的位置付けを確認する。

記憶論的な「人を神に祀る風習」研究の代表的なものとして、小松和彦の『たましい』という名の記憶装置をはじめとする一連の業績を挙げることが出来る²。小松は、いわゆる「たましい」とは記憶のことであり、ある人物を祀る墓所や廟所、神社といった施設やそこでの儀礼、縁起などの物語はいずれも記憶を媒介する装置であると位置付け、そこから、人物記念館のような非宗教的な施設も「人を神に祀る風習」の現代的あり方として捉えることが出来るとの興味深い主張を行っている。また、人々が人を神に祀る際の動機として顕彰を取り上げた点も小松の功績として指摘しておきたい。というのも、近代国民国家のイデオロギーや制度との関連が深い顕彰神は、民俗学においては、従来、積極的な論究の対象とはされてこなかったからである³。

矢野敬一もまた、平成18年(2006)刊行の『慰靈・追悼・顕彰の近代』の中で、顕彰との関係で人神祭祀を捉え、議論を展開している⁴。矢野の論旨は、近代に行われた慰靈・追悼・顕彰という営みがはらむ政治的力学の抽出と、これを受けた歴史認識ないしアイデンティティの再構築というローカルの実践を明かにする、というものである。多くの顕彰神に着目するかぎり、「人を神に祀る風習」

は歴史意識や地域アイデンティティの形成に密接に関わっているものが多い。「人を神に祀る風習」は、当該人物に関わる記憶や歴史の再編と関わるものであり、こうした記憶を共有する一体的な集団を形成していく。記念顕彰行為のこうした側面はとりわけ近代に高まりをみせた文化現象であるが⁵、近・現代とそれ以前という長いタイムスパンで見わたす必要があるであろう。

山泰幸も平成21年(2009)刊行、『追憶する社会』において「人を神に祀る風習」の問題にアプローチしている⁶。山は、「記憶が現在における過去の再構成である」という社会学における記憶論は「『歴史』を『制作されるもの』と見なすアプローチを導く」とする。その上で、小松の記憶論をもふまえつつ、山は『日常かつ平静時のルーティン的な状況』と『非日常的な儀礼の場』との双方における記憶の想起の特質について総合的に把握することへの関心から、本居宣長が、神として、あるいは地域を表象する人物として定位されていく過程を論じる。記憶を通して歴史が制作される過程とともに、山においても「記憶の担い手である『集団』が儀礼的に構築／再構築される」側面に注意が払われている⁷。

さて、ここまで整理してきた先行研究においては、「人を神に祀る風習」という事象が記憶と非常に関わっているということ、とりわけ近・現代においては、記憶の共同化を通して地域や何らかの集団の統合に関わったことに注意が向けられていた。こうした記憶の共同化と都市祭礼との関係を論じたものに阿南透の議論がある。阿南は、昭和61年(1986)の『歴史を再現する』祭礼において、大行列や歴史性を組みこんだ祭礼の行列

について「歴史を再現する祭礼」なる類型を設定することで理解を試みている⁸。阿南は歴史を再現する祭礼を、「その都市の歴史に登場した人物の姿をパレードで示すもの」であると定義する⁹。そして、阿南は、京都の時代祭や名古屋の名古屋まつり・郷土英傑行列、そして甲府の信玄公祭り・甲州軍団出陣を事例としながら、それらの祭礼の意図が「対外的には観光客の誘致、対内的、つまり市民に対しては、『コミュニティ』意識、そして市民意識の強化」にあるとする¹⁰。そして、対内的な共同性のシンボルに歴史的な道具立てが用いられていること、つまり、歴史上の人物の提示によって、共同性のシンボルとしての歴史を象徴させているという。阿南はまた、これらの祭礼の分析を通して「先行者たちの存在・行為によってわれわれの在り方が規定されている」という「歴史観」、「先行者による自己規定」という歴史認識の存在を読みとっている¹¹。阿南の議論は祭礼論であることに比重が置かれているが、歴史観や歴史意識といった問題は、祭礼論のみで完結するものではない。ある歴史なり人物がシンボル足り得るようになっていく経緯・過程へのまなざしが重要であり、そのためには祭礼のみならず、当該地域の歴史や当該人物に関する認識と実践一般に視野を広げてアプローチをする必要がある。小稿が目的とするのはこうした点を具体的な事例に即して明かにすることにほかならない。

以上、先行研究を整理しつつ、適宜コメントを加えてきた。次節ではここでの整理をふまえて、本研究の問題設定と方法を明かにする。

第2節 問題の所在とアプローチの方法

本節では前節の研究史を踏まえて問題の所在とアプローチの方法を明かにしておく。

筆者は先行研究の傾向を、「人を神に祀る風習」という事象がはらむ非宗教的な問題群

の重要性を示すものと理解している¹²。先行研究は人々がある人物を神に祀るという行為を、人々がある人物を特別な存在として位置付けて行う多くの「人神祭祀ではない」事象とあわせて理解する必要があることを示唆している。言葉を換えて言うと、人神祭祀は人々の非宗教的な思惑や時代背景との関連から理解する必要があることを先行研究は示唆していると言えよう。こうした理解から、本研究では、宗教的・非宗教的であるかを問わず、ある人物に関する人々の認識や當行為を包括的に捉える「人を神に祀る風習」論を目指す¹³。以下ではそうした本研究の問題設定とそのための認識論的な前提についてやや詳しく述べておきたい。

本研究では、「人を神に祀る風習」を上記のような立場から捉えていくために、「地域やなんらかの集団にゆかりを見出されている人物が、人々にとってどのように認識されてきたのか」という問い合わせを設定する。つまり、どのような形式によって表明されるかを問わず、人々がある特定の人物に対して「思い入れ」を抱くという出来事に主な関心を寄せているということである。

では、この「思い入れ」とは人々のどのような心性を指しているのだろうか。ここでは、「思い入れ」を当該人物に関する知識をもとに、人々が当該人物と自己との間に何らかのつながりを見出して行う感情移入として規定しておきたい。つまり、人々がただ当該人物について知識を有しているだけでは本研究の対象とは為し得ないということであり、それに加えて、「自己との間に何らかのつながりを見出していること」が重要となる。上記設問における「ゆかり」という文言はこの点を言い現わしたものであるが、同語は日常会話でも使用され、事例の中でも散見される言葉もあるので、「自己との間の何らかのつながり」を指し示す概念としては「関係性」という言葉を用いておきたい。「ゆかり」は

いわばフォークターム(民俗語彙)として、「関係性」という抽象概念の下位に位置付ける。

要するに、本研究で究明対象とする「思い入れ」とは、人々(主体)が当該人物(客体)に対して何らかの「関係性」を見出すことによって立ち現れてくるような客体へのなんらかの感情であると理解できる。つまり、客体に寄せられる「思い入れ」は、主体の客体に対する関係付けを前提としている。こうした点を理解し易いように、先述の設問を「地域やなんらかの集団の人々が、ある特定の人物に対してどのような関係性をどのように見出しているのか」と言い換えることも可能である。

また、ここでいう「関係性」は「見出される」ものであることを強調しておきたい。それはある実体的な関係ではなく、発見され、想像され、時には忘却されるような「関係性」であるということである。無論、「関係性」は何らかの根拠を求める。たとえば、ある人物に一族の始祖として「関係性」を見出すことは、血縁的・系譜的連續性の意識のほか、系図などの物的証拠を根拠とする場合がある。もっとも、そうした根拠は必ずしも事実である必要はなく、「関係性」を意識するために説得的であればよいのである。したがって、根拠が提示されつつも、「関係性」は想像的な性格を有している。

想像的な側面がきわめて強く、個人的であるために根拠の提示も必要としないような「関係性」も存在する。たとえば、当該人物に対して自身の理想や目的の先行者として主観的に「関係性」を見出し、その生き方に規範を見出すといった「思い入れ」の寄せ方である。いずれにせよ、なんらかの法的な制度や自然科学的な客観性に規定される関係のみが「関係性」を支えるわけではない。関係性の設定はまったく無根拠に為されるわけではないが、想像的な性格が強いといえる。

「思い入れ」と「関係性」をそのようなも

のとして理解したうえで、本研究では、主体の客体に対する「思い入れ」ないし「関係性」について、それが表現された行為や言説を分析対象として、その歴史的変遷を明かにしていくことを目指す。

本研究では、主体としては個人を想定しているが、そうした個人はなんらかの集団を結成して「関係性」を表現しようとする場合が多い。本研究でも、なんらかの集団の営為を取り扱う場合が多くなることが予想される。また、ある一人の客体に「関係性」を見出す主体は、当然一人(一つ)ではない。様々な個人なり集団が関わる。主体の多様性、あるいは主体の置かれた状況の多様性と比例して、客体に対して見出される「関係性」もまた多様であり、「思い入れ」の抱かれ方も多様なものとなる。したがって、可能なかぎり、主体ごとの性格の相違や主体の置かれた時代状況を考慮しつつ、「関係性」の位置付けのあり方やその変容を捉えていく必要がある。ちなみに、客体もある特定の個人ではなく、なんらかの集団、たとえば新撰組のような集団として「思い入れ」の対象とされることがあり得る。

さて、ここまで述べてきたような認識に立つとき、神社祭祀や歴史を再現する祭礼、人物記念館といったもの、さらには「ゆかり」の人物を活用した地域おこしなどはいずれも、主体が客体に対して見出している「関係性」に基づいた「思い入れ」の表現行動の一つであるといえる。そして、それらの創設・運営に関わることのみならず、観客や消費者としてこれに関わることですら、なんらかの「関係性」や「思い入れ」を前提とした行為であると理解することができる場合が多い。「関係性」や「思い入れ」は人々を能動的表現行動に駆り立てる場合と、そのように表現されたものを受動的に消費する行動に駆り立てる場合とがあるのである。

以上の内容をふまえて、本研究と小松らの

記憶論的アプローチとの関係について再整理しておきたい。本研究を記憶という概念を用いつつ規定し直すならば、本研究は記憶が生成されてから現在に至るまでの過程の究明と、こうした記憶の生成・変容を、それを促したなんらかの原因から理解していくとするものである。その際、記憶が人間によって保持され、想起されるものであることに特に注意を払う。記憶の生成・変容は、なんらかの同時代的・歴史的状況に規定された「人間」の営為や観念の問題として理解するべきと考えるからである。したがって、注視すべきは、記憶装置の設定に関わった人々の活動やその言説、そこに読み取り得る観念にあるといえる。

小松の記憶論的アプローチにおいてもこうした点には注意が払われているが、本研究では「関係性」や「思い入れ」といった視点を盛り込むことで、この点を具体化する。すなわち、ある人々が特定の人物の記憶装置に関わることは、人々が当該人物に対してなんらかの「関係性」を見出しているからであると理解する。また、こうした人々が想起する当該人物に関わる記憶は、「関係性」によって方向付けられているものとみなす。さらに、各個人は同時代的・歴史的状況に規定されつつも多様な生活を送っていると考える。当該人物の間に見出される「関係性」およびその上に結実する記憶もまた同様に多種多様である。こうした多様性を十分に認識したうえで、出来るかぎり、当該人物に「関係性」を見出し「思い入れ」を抱いた主体について、主体が生きた状況から理解を試みていく必要がある。要するに、記憶論的な「人を神に祀る風習」研究との関係における本研究の意義は、記憶の生成・変容のプロセスの中に新たな多面的な視点を盛り込むことで、記憶の可変性・多様性を浮き彫りにする点にあるといえる¹⁴。

ところで、「人を神に祀る風習」はグロ-

カル研究においても興味深い話題を提示するものである¹⁵。近代の「人を神に祀る風習」、とりわけ別格官幣社をはじめとする顕彰神や偉人顕彰の動きは、日本における国民国家形成やナショナリズムの展開と密接な関係を有している。その意味で全地球的な国民国家形成やナショナリズムの勃興の中で、日本を一つのローカルと見なすグローカル研究を構想することも可能である。そして、こうした全日本の流れの中で、実際に各地で展開していった「ある人物」をめぐる取組は、日本というローカルの中のさらにローカルな地域がどのような対応を行ったのかという関心から論じることも出来る。その中には、近世からすでに特別な思い入れの対象とされていたものが近代になって新たに意味付られたものがあり、また、近代になって地域の偉人として発見された例もある。全日本の動向の中で、各地域がとった対応は多様なものだったといえるであろう。

近代に生み出されていった顕彰神や「ある人物」をめぐる諸事象は、近代的制度やイデオロギーが解体されて以降も存続し続けている。とりわけ、今日では、「地域・地方再生運動」の一つのあり方として、地域の歴史や文化を資源化し、観光や地域振興に役立てていく動きの中で「地域にゆかりの人物」をめぐる諸事象が取り上げられている。小稿のように「ゆかり」の人物をめぐる諸活動に关心を寄せる立場からは、地域・地方文化を資源化する動きは当該事象の現代的あり方として興味深いものといえる。「ある人物」をめぐる諸事象は、時代の支配的な価値観や世相との関係によって不斷に意味を付与され、再利用してきた。日本の社会が「グローカル化に起因する文化変化を重層的に内在化してきた」ことを明かにする上で、適切な事例の一つと考えられるのである。

小稿では、こうした問題意識と方法に基づき、ある地域において「ゆかり」（「関係性」）

を見出されている人物の例として、茅ヶ崎市における大岡忠相をめぐる認識とその表現行為である「大岡越前祭」について報告し、若干の考察を行う。

以上、ここでは本研究の問題意識とアプローチの方法について明かにしてきた。次節では、本論に入る前に、地域と大岡忠相の概要について整理する。

第3節 地域と対象の概要

本節では小稿の論旨に関わる範囲にかぎって、大岡越前祭が開催される地域と対象人物の概要を整理しておきたい。

まず、大岡越前祭の主人公である大岡忠相について言及する。大岡越前守忠相(1677～1751)は、徳川5代将軍綱吉から8代将軍吉宗の治世下で活躍した。著名な業績はいずれも吉宗時代のそれであり、山田奉行、町奉行を経て、大名格を得て寺社奉行にまで昇格している。一般には機知と人情味にあふれた裁きを行う名奉行として知名度を得ているが、

「大岡政談」をはじめとする裁判物語の中の大岡忠相像は必ずしも史実に即したものではない。辻達也によれば、忠相の裁判物語の多くは、古典に源流があったり、その他の奉行の裁判記録をもとにしているものが多く、様々な裁判物語が大岡忠相に仮託されて語られたものであるという¹⁶。そして、こうした「大岡政談」等の大岡忠相の裁判物語は、講談師らが潤色しつつ筆写していく過程で生まれたものだとされている。しかし、忠相の裁判物語がフィクションであるにせよ、こうした物語を介して、忠相が人情と既知に富んだ名奉行として庶民に知られていったことは事実である。

では、大岡忠相の実像とはどのようなものであったのだろうか。町奉行とは今日の裁判官に相当するだけではなく、幅広く民政にあたるものであった。忠相の行った事跡は、司法に関わるものでいえば連座制の廢止や刑

罰の軽減といったものが挙げられ、司法関係以外のものとしては、火消し制度の確立や防火に優れた家屋建築の奨励、小石川療養所の開設と運営、通貨の安定、新田開発、私娼の取締、甘藷栽培の奨励など数多い。こうした民政上の功績は忠相の裁判物語からはうかがい知れないものの、防火政策との関わりや甘藷栽培奨励の功績などは近代の顕彰活動以降、現在でも強調されている。

次いで、大岡越前祭に関わる寺院と忠相の墓所について触れておこう(写真1)。窓月山淨



写真1 大岡忠相墓所 (※筆者撮影)

見寺は浄土宗の寺院であり、茅ヶ崎市(旧小出村)大字堤に位置している。この地は大岡家2代忠政が知行地として賜ったものであり、淨見寺の創建も慶長16年(1611)に忠政によって為された。元和7年(1621)には、忠政は父である初代忠勝らの遺骨を取りよせており、当寺が大岡家宗家の実質的な先祖祭祀の場となる。忠相は分家筋であり、堤に居住した事実はないが、本家が断絶している関係で忠相家が本家となっている。例年の忠相の墓前法要に大岡家から参列するのも、忠相の子孫のみである。忠相は最終的に大名にまで昇格したため、忠相家は近代に入って子爵に列せられている。ちなみに、淨見寺は現在でこそ墓所をかまえ、多くの檀家を有しているが、近代まではごくわずかな檀徒しかもたなかつたとされる¹⁷。

忠相の墓所は大正2年(1913)に茅ヶ崎駅の

名所旧蹟に認可され解説板が設置された。昭和 36 年(1961)には市の史蹟第 1 号に指定されている。近世期からの大岡忠相の人気の高さにも関わらず、当墓所が周知されるのは近代以降のことである。また、現在目にすることのできる墓所の景観は昭和 37 年(1963)ころに墓域の拡張を行うとともに、各地に散在していた大岡家の墓所を当地に集め、各墓の向きを東向きに改めたために出現したものである¹⁸。忠相の大岡家が江戸に居住していた関係で、大岡家の墓所は三田聖坂の功運寺(現在は中野区上高田)や、茗荷谷の徳雲寺にも存在した。功運寺には岩槻藩大岡家の家祖・忠告の墓所ほか、複数の家筋の墓所があったとされ、明治以降の忠相家の墓所となっていた。功雲寺の忠相墓所は、先述の淨見寺の墓域整備の際にこちらに改葬され、現存しない¹⁹。つまり、近代初頭には淨見寺は大岡家の先祖供養の場ではなくなっていたが、後になって先祖祭祀の地として再整備されたといえる。

次に、関連地域の概要を整理する。先述したように、大岡越前祭は現在の茅ヶ崎市の春の一大イベントであり、その中心地は茅ヶ崎駅周辺の商店街と淨見寺である。淨見寺の存在する小出村大字堤は高座郡の一部であったが、昭和 30 年(1955)に行谷・下寺尾・芹沢とともに茅ヶ崎市に合併された。小出村内の大字のうち遠藤のみが藤沢市に合併される²⁰。小出村の人々が出ていく町場は茅ヶ崎町であり、鉄道敷設以降の最寄駅は茅ヶ崎停車場であった。

茅ヶ崎市は昭和 22 年(1947)から市制をひき、小出村の合併は市制 10 周年を間近に控えた時期であった。茅ヶ崎市は高度経済成長期以降は京浜地区のベッドタウンとなり、湘南地方の中堅都市として栄えている²¹。現在では加山雄三やザンオールスターズとの「ゆかり」や海水浴のできる地域として知名度を得ているが、昭和 30 年代には近隣に藤

祭を開催する藤沢、七夕祭りを行う平塚がある中で、観光客を誘致できる催しのないことや買い物客の市外への流出が問題となっていた。淨見寺および小出村を中心に第二次大戦の前後まで行われていた忠相にちなむ祭礼が、大岡祭(後の大岡越前祭)として復活されたのはこの時期のことである。

以上、簡単ながら、大岡忠相という人物と祭礼に関わる寺院・地域の概要を整理した。現在、大岡忠相は茅ヶ崎の偉人として PR されているが、忠相と茅ヶ崎市の「ゆかり」は近代になって発見されたものである。では、それはどのような過程で見出されていったのだろうか。また、そうした「ゆかり」をアピールする盛大な機会である大岡越前祭はどのような経緯で開始されたのだろうか。

次章では大岡越前祭の前史にあたる、近代に行われていた淨見寺を中心とする祭礼について取り上げ、3 章では戦後から現在までの大岡越前祭について記述する。次章では、まず、大岡忠相と地域の「ゆかり」がどのように発見されたのか、そのように「ゆかり」の人物として見出された忠相は、どのような人物として思い描かれていたのか、そして忠相の祭祀や祭礼に関与したのはどのような人々であったのかという点を明らかにする。

第2章 贈位祭をめぐって

第1節 「ゆかり」の発見と贈位祭の誕生

(1) 大岡忠相の発見

地域と大岡忠相との「ゆかり」は近代に入って見出されたものである。茅ヶ崎の郷土史家である鶴田栄太郎は『大岡越前守墓と淨見寺』で近世文献における淨見寺の記述には大岡忠相への言及がないことを指摘している²²。また、地域の伝説等に目を向けてみても大岡忠相は姿を見せない。では、大岡忠相と地域との「ゆかり」はどのように発見されたのだろうか。茅ヶ崎にゆかりの深い紋章学者・沼田頼輔は昭和4年(1929)刊行『大岡越前守』で、「明治四十四年八月二十五日茅ヶ崎駅長中島熊吉郎君は、始めてここに参詣し、越前守の人となりを慕い、墳墓の顕彰に力を用い、同志を集めて大岡祭を起し」たとし、また「横浜貿易新報記者の萩原輝君も亦この墳墓に力を用い、中島氏を援けて、数々その新聞紙を利用して、これを世に紹介した」とし、さらに「臼井喜代松君は越前守略伝を著し」宣伝に努めたと記す²³。萩原の手による記事であるか明かではないが、『横浜貿易新報』紙上の忠相墓所の初出は明治43年(1910)11月2日号(通号3426)および同月5日号(通号3429)掲載の記事「世に埋もれた名蹟」である。以下に一部を提示しておこう²⁴。

大岡越前守といへば大岡政談の名に謳はるゝ名判官として三ツ子も能く知る其の名蹟が縣下に存在するとは甚だ珍らしきを以て詳く記述せんとす茅ヶ崎停車場より一里小出村大字堤に淨見寺といふ小やかなる寺あり檀家とて僅かに二三戸あるのみ況して財産殆ど皆無も同様にて到底維持の出来ざるより住職菱科顕順は小學校に教鞭を探り辛くも生計を立て居るが此淨見寺こそ大岡

家の名蹟なりといふ菱科氏は此程上京して現代子爵大岡忠綱氏を訪ひ再興の事を謀りしに同家にても大に喜び應分の補助を爲すことを承諾せられしを以て是れより大に世の同情者を募り追ては修理して永く世に傳へんと目下計畫中

当該記事は引用部に続いて大岡家および淨見寺の由緒を記していく。ここからは、忘れ去られていた忠相墓所および淨見寺の再興のために、当時の淨見寺住職が大岡家に協力を求めるなどの働きかけを行っていたことがわかる。一方、臼井喜代松は茅ヶ崎に別荘を構えていた人物である。臼井の著作は後に資料としてとりあげる。

また、鶴田は先述の著作の中で、明治35年(1902)、15歳の東京遊学に際して忠相の墓所に参詣した思い出を記し、また、「日露戦争大捷後であったと思う」として、茅ヶ崎の有力な商店主であった山本格三と名所旧蹟の絵葉書作成にあたっていた折、山本に忠相の墓の写真を見せると「眞実の墓かと問いかえられた」というエピソードを記している²⁵。

以上の資料からは、明治30年代後半から明治末年にかけて、墓所の存在が認知され、地域と大岡忠相との「ゆかり」が自覚されていったことがうかがえる。ただし、それは地域の史蹟とそのアピールに積極的に関心を寄せるごく一部の人々においてであったと理解しておくべきであろう。大岡忠相との「ゆかり」が大々的に周知され、顕彰活動が活発化する契機は、大正元年(1921)の大岡忠相への従四位贈位であった。

大正元年11月、埼玉県で陸軍の特別大演習が挙行され、天皇による統監がおこなわれ

た。その際、旧川越藩主をはじめとする近世期の人物に対して贈位が行われる。同年 11 月 15 日の『横浜貿易新報』(通号 4168)には、大演習に関する記事と並んで「贈位御裁可済」という見出しで「来一九日川越大本營に於て舊川越藩、舊忍藩併に舊江戸幕府時代の碩学鴻儒勤皇志士に對し贈位の御沙汰あるべきを以て西園寺首相は十三日事歴書を添へ奏上せるに即日御裁可あらせられたる由拝承す」との記事が掲載される²⁶。この贈位者の中に大岡忠相が含まれていた。

近代の贈位に際しては、贈位者の墓前で式典が催される場合が多い。また、贈位記は当該人物の正統の子孫に授与されるものであった。たとえば戦国武将・武田信玄は大正 4 年(1915)に従三位を贈位されるが、武田家の正統な子孫が不明であったため贈位記は菩提寺である惠林寺に預けられ、歴史学者らによる正統の子孫の考証がはじまる。正統の子孫が選定され、贈位記が手渡されたのは昭和 2 年(1927)のことであった。武田信玄の贈位奉告式は大正 5 年(1916)4 月 12 日(信玄の命日)に執り行われている。当日は惠林寺の祭礼日でもあり、各種の興行や花火の打ち上げが行われ、華やかな雰囲気であったことがうかがえる。

大岡忠相の場合、武田家のように正統の子孫が不明になってはいなかった。大正元年 11 月 22 日、大岡家一統により淨見寺の墓前で贈位奉告式が執り行われている。同式は『横浜貿易新報』大正元年 11 月 23 日号(通号 4176)の記事において以下のように報知される²⁷。

茅ヶ崎駅より道程一里を距る高座郡小出村大字堤の淨見寺境内富士を見晴らし松櫻梅等其間にありて風致自ら備はる處に大岡越前守墓所あるも是迄世人の知る事甚だ稀れなりしが一昨年初めて本紙記事に上ぼりしより訪ふ人のあ

るに至り且米国ヲハヨー州大學總長ビー博士は曾て大岡政談の翻譯を読みて非常の興味を感じ之を裁判學の参考に供したる關係より本年六月初旬態々同所を訪ひ墓参を遂げたる等の為め次第に參詣者多きを加へしが今上天皇陛下には大演習御統監の爲め川越行幸を機とし舊川越藩主以下江戸幕府時代の勤王志士に位階追陞の御沙汰ありし其中の一人贈従四位大岡忠相は越前守として其名は三ツ子も克く知る處なるが前記の墓所は即ち忠相奉行を祀れるものにて昨廿二日午後大岡家より贈位奉告使到着せるを以て一村業を休み之れを迎へ且つ布川村長、小學校長、檀徒総代を初め小學校生徒、有志者らも参列したるが其前日は小學校高等科生徒總出にて墓地内外の掃除を爲す等一村舉って歓迎し同墓地の名を作^{マサ}も是より漸く世に傳はるべしとて住職菱科顕順師は特に奔走中也

忠相の贈位奉告式が小出村をあげての歓迎を受けたことがうかがえる。先述の記事に取り上げられてから參詣者が増えていたこと、明治 45 年(1912)6 月にビー博士なる人物の參詣があったことも記されているが、顕彰の機運は贈位以降ますます活発化したといえる。その証左に、この直後、忠相に関する刊行物が立て続けに刊行される。たとえば、それまで存在していなかった淨見寺の縁起が贈位の直後に当時の住職菱科顕順によつて作成された²⁸。沼田が紹介していた『大岡越前公略伝』も大正 2 年(1913)に刊行され、淨見寺に寄贈されている²⁹。

また、贈位報告式には旧西大平藩士たちの関与があつたことを申し添えておきたい。現在の忠相の墓前には、この奉告式に際して旧藩士らが建てた石碑が残っている(写真 2 参



写真2 西大平藩主建立の碑（※筆写撮影）

照)。この点について、近代の人神祭祀には旧藩士らが藩祖や歴代藩主を祀ったものが多いことを想起しておくべきであろう³⁰。ちなみに西大平藩は現在の愛知県岡崎市の一帯に相当する。忠相が大名に昇格した際に得た藩であり、忠相は初代藩主にあたる。ただし、管見の及ぶかぎりでは、西大平藩士たちの淨見寺への関与を裏付ける文献資料は存在しない。石碑建立以後は関与をしなかったのか、単に記録されなかっただけなのかは明かではないが、現時点ではこれ以降の西大平藩士たちの関与はなかったものと推測する³¹。

以上、忠相の墓所が発見されていく過程を確認してきた。そのように地域の「ゆかり」の人物として見出された忠相はどのような人物として想い描かれているのだろうか。以下、この点を検討してみよう。

(2) 思い描かれる忠相像の性格

贈位は近代の「人を神に祀る風習」になんらかの影響を与える場合が多い。いくつか例を示しておこう。先述の武田信玄の場合、大正4年(1915)に贈位されると武田神社創建運動が活発化する契機となり、大正8年(1919)神社創建が実現する。また、北海道札幌市の開拓神社の祭神36柱(後1柱合祀)は、開拓の

功労者の中でも贈位者の中から選定されている³²。贈位者の中から祭神が選ばれた理由は、「神々は生前開拓功労者として非難なきのみならず人格性行上立派な方々であること」が求められ、宮内省の詳細な調査・考証を経た贈位者から選ぶことが妥当と判断されたためであるとされる³³。ある人物が贈位されたことは「人格性行上立派」であるがためと理解されていたことに注意を促しておきたい。また、宗教施設の建設ではない例を示すならば、近世の玉川上水の設置に功績のあった玉川庄右衛門・清右衛門の兄弟は、明治44年(1911)の従五位贈位を契機に、銅像建設計画が立ちあげられている³⁴。『増補版贈位諸賢伝』から算出するかぎり、近代の贈位者は2300名を越える³⁵。それぞれの人物の祭祀・顕彰活動において贈位が果たした役割を分析していく必要を感じているが、忠相の場合、従四位贈位は贈位祭と通称される祭礼が起こる契機となっていく。贈位祭の推移については後で検討を加えることとし、ここでは大岡忠相が贈位された理由について言及する。忠相のどのような事跡が近代のイデオロギーに照らして評価されたのだろうか。

『小出誌』所収、「贈位大祭の記」によれば、大岡忠相への贈位の理由は、①「山稜の修理」、②「式内社の玉垣の修繕」、③「処士に対し自分の知行をさき与えたこと」、④「畿内之地誌を編ましめたこと」であったとされる³⁶。特に勤皇に関わる事績が含まれていること、忠相の名奉行としての側面への言及がないことに注意を促しておきたい。ただし、

「贈位大祭の記」は、贈位の理由が上記4点にあった「と雖も」と記して、以下のように続ける。すなわち、「尚忠相卿の事績としては近日甘諾先生として知られる組下なる青木昆陽に命じて、小石川薬園の内二百余坪を押借して甘諾を作らしめ、全国に普く種譜を頒布せられしこと、民家の屋根を瓦ふきせしめたこと、消防組の制度を始められし事、大

阪堂島に米相場をやる事を許されし事等は主な物なり」というものである³⁷。贈位の理由として評価された事績のほかにも民政にからまる事績の数多いことが強調されている。

また、忠相への贈位直後の『横浜貿易新報』大正元年(1912)11月20日号(通号4173)には、贈位対象者として、川越藩主松平齊典、柳沢吉保らと並んで大岡忠相の事跡が紹介されている。すなわち「越前守として治績著しく当時稱して名奉行の第一と為し後世治民の範として之を仰ぐ曾て其臣青木文蔵に命じ甘藷を薩摩より送致せしめて之を栽培し後武州諸地の農民を導き之を栽培せしめ凶歳の飢餓を救はしむ」というものである³⁸。贈位の理由とされた事績ではなく、ここでも民政、特に救荒作物である甘藷栽培の奨励に紙幅を割きつつ、「名奉行の第一」「治民の範」という評価を下している。

先述の『大岡越前公略伝』における忠相の描かれ方についても触れておこう。同書は内容の微妙に異なる二つのテクストが存在する³⁹。国会図書館所蔵本と鶴田の『大岡越前守墓と淨見寺』所収テクストの二つである。両テクストは大岡家および大岡忠相の系統、大岡忠相の業績と人柄、大岡忠相にちなむ場所を記すものであり、大筋において相違はない。両テクストで大岡忠相の事跡として取り上げられているものを列挙するならば、甘藷栽培の奨励、米相場の安定、法典の整理と五畿内の地誌編纂、防火制度などであり、鶴田筆写のテクストではこのほか重大事に限った駕籠訴の解禁、勤皇の事跡との関わりで山稜の修理と式内神社の玉垣修理が挙げられており、大岡忠相の裁判に関わる記述も見える。次いで、大岡忠相のパーソナリティを紹介する項目としては「硬直」「温厚」「恭謙」

「清廉」といった表現が並ぶ。それぞれは大岡忠相の逸話から導きだされているが、近世期以来の「大岡政談」等の中で増幅されてき

た大岡忠相のイメージが踏まえられていると思しきものも多い。たとえば「硬直」という性質に関わる山田奉行時代の徳川吉宗とのエピソードは現在では事実か否か疑わしいとされている⁴⁰。

ここで、大岡忠相の贈位が、名奉行として評価を受けたわけではなく、主に勤皇と関わるような事績が評価されていたことを想起したい。贈位後に出現した忠相の事跡をめぐる言説では、贈位によって評価された事跡よりも忠相の名奉行としての側面や、庶民の暮らししぶりの改善に努める名君としての側面が強調されている⁴¹。以上をふまえるかぎり、大岡忠相を崇敬し、顕彰に取り組む人々が忠相を偉人として仰ぐ理由と、偉人として想い描かれる忠相像は、天皇制的イデオロギーに照らして為された評価とは異なる位相にあったといえる。これらの人々が忠相を崇敬する理由は近世以来「大岡政談」等の中で形成されてきた名奉行のイメージと、庶民の味方らしい民政の事跡を崇敬したことであったといえるだろう。近代創建の多くの人神祭祀において、天皇制的価値体系に基づく評価である贈位が重要な役割を果たしたらしいことはすでに触れたが、ここからは、そのように国家の認定する偉人像と、実際にローカルな場で祭祀に携わっていく人々の想い描く偉人像とは、その間に微妙なズレを有するらしいことがうかがえる。「人を神に祀る風習」の問題としてこの点を考えるならば、近代的制度やイデオロギーとの結びつきが深い近代の顕彰神であっても単純に為政者からの押し付けによって生じた事象とは見なし得ない。近代に忠相に対して「関係性」を見出す人々が出現したという現象は、近代的な諸契機への注目のみでは理解することが出来ないのである。

以上、忠相のイメージについて検討を加えた。贈位後、地元の歓迎ムードの中「贈位奉告式」が挙行されたことに触れたが、同「式」

は翌年以降恒例行事化し、「祭」として繰り返し祝われていくことになる。同祭礼は一般に「贈位祭」と呼称されていたようであり、その第1回は「臨時贈位大祭」と銘打たれた。臨時贈位大祭については複数資料が存在するため、次にこれらに検討を加え、贈位祭の性格を考察することとする。

(3) 臨時贈位大祭をめぐって

臨時贈位大祭は『横浜貿易新報』において事前に報知されている。大正2年(1913)3月5日(通号4277)の「越前守贈位祭」なる記事で、小見出しには「土方伯其他の贊助」という文言が見える⁴²。以下に提示してみよう。

(前略) 大岡越前守忠相卿も亦従四位に追陞せられたるを以て若林高座郡長、伊藤茅ヶ崎町長、布川小出村長、中島驛長、菊池郵便局長、廣瀬青年会長、菱科住職、鈴木善敏、萩原輝諸氏発起し来る九日午後一時より茅ヶ崎驛より北方一里餘小出村大字堤淨見寺に於て贈位祭を挙行する筈なるが茅ヶ崎避寒中の土方伯爵、ドクトル加藤時次郎其他及び口阪事務官諸氏多數の賛成あり本縣廳裁判所横須賀鎮守府縣下各学校、官公吏及び辯護士ら参列する由にて既に其申込みありし分のみにても數百人に達し殊に小出村にては村會決議を以て一村總出にて準備し茅ヶ崎停車場前有志者も亦之に奔走し尚道路改修には百餘名出で大旗を建てて工事中なり當日の餘興には式の始まる前有名なる桃川燕林の越前守逸話講談あり其他角力、神樂の催しあるべきか茅ヶ崎町伊藤醤油店にては道路改修人夫と監督とを土木請負亀井愛助は砂利數十坪と運搬釜成屋菓子店にては菓子數百個の寄附を申出て鶴沼あづま屋にては若干金を寄附したりと

準備段階において、どのような人々が関わったのかが記述されている。以上は祭礼前の様子であるが、当日の参加者についても資料を示しておこう。沼田の『大岡越前守』における臨時贈位大祭の記述を提示する⁴³。

會するもの無慮一萬人、増上寺管長代理石井権僧正は、僧侶二十名を率ゐて導師となり、壯嚴な儀式を擧げた。この日参列した重なる者は、子爵大岡忠綱君を始として貴族院議員青木信光君、衆議院議員大岡育三君、神奈川縣内務部長、堀信次君、其他衆議院議員縣郡會議員各村長小學校長及び在郷軍人團等で、同地未曾有の盛典であつた。

また、鶴田栄太郎が筆写する淨見寺の「芳名録」においても参加者は1万人余と記述される。参列者は大岡家一統、衆議院議員・大岡育造、ドクトル・加藤時次郎、伯爵・土方家、子爵・土井家、子爵・青木家、須田令夫人、堀部令夫人、細谷令夫人、山宮藤吉、菊地小兵衛、近衛師団軍樂長・山元銃三郎、増上寺・代、遊行寺・代、県内務部長・堀信次、ほか各種新聞記者の名が記されている⁴⁴。

これらの資料から、まず地域の側の中心人物について分析を加えておきたい。提示した資料からは、郡・町・村長、駅長、郵便局長、青年会長、そして『横浜貿易新報』紙上で忠相墓所の顕彰にあたっていた記者が発起人となっていることがわかる。ここですでに茅ヶ崎町の人々が関与しているのは、小出村直近の町場が茅ヶ崎であり、淨見寺への最寄駅が茅ヶ崎停車場であったことと関わっている。このことは、忠相墓所が史蹟として周知され參詣客によって賑わうことが、淨見寺のみならず、茅ヶ崎町の経済的利益にもつながるものであったことを意味している。少なくとも、臨時贈位大祭は、小出村のみならず茅ヶ崎町の人々をも巻き込みながら計画され

たものであった。この点は、『横浜貿易新報』記事後半に記される茅ヶ崎停車場付近の住民や茅ヶ崎町の商店の協力体制からも明らかである。

このほか、臨時贈位大祭が、地域の経済振興とは直接的な関係をもたない人々の贊助を得ていたことにも注意を促しておきたい。具体的に言えば、土方久元、加藤時次郎といった華族・著名人らの名前があがっているが、これらの人々は「避寒中」との記述にも明かなように茅ヶ崎に別荘を構えていた富裕層である。こうした人々が臨時贈位大祭に関与したことは、当地に別荘を構えていたという縁に加えて、大岡忠相の名奉行としての知名度が大きく関わっていたものと推測する。大岡忠相について先行していたイメージがいかに強いものであったかということは先述した通りである。

次に、いささか長くなるが、『小出誌』所収「贈位大祭の記」から臨時贈位大祭の具体的な様子を探ってみよう⁴⁵。

当時は朝来の快晴により、此の寿典に列せんとて遠近より來たりし者、頗る多く既に正午は山門の内外は全く人を以て埋めらる。その数無慮一万余人と住せらる。午後一時に至や發起人及び有志各宗寺院一二名を先頭として、芝増上寺管長代理石井権僧正は本宗僧二十余名を率いて群衆する中を一時口際行し、本殿に昇り莊嚴なる読經の裡大岡家当主忠綱子爵以下参列者の焼香あり。終わつて石井導師は大岡家墓所と青年に対する法話、大岡衆院議長はこの日会衆の展覧に借したる越前守の真筆「所宝惟賢」の文字を主題として青年に警告を与え、ドクトル加藤時次郎氏も亦世の腐敗せるを憤慨せられ、大岡越前守の如き廉潔の士を範として青年の奮起を望むと述べられしなど實に痛快なりき。

法要終わつて一同墓参、記念撮影をなし、後丘一本松に至つて午餐を開く。

(中略)

桃川燕林はこのゆかりある小塚の上に講座を設けて『大岡政談』のとり替え子縛られ地蔵の裁判を講ぜられ、今の裁判官に越前守の如き人物なき為廣沢參議の暗殺事件の如き失策を廣じたるは我が法曹界の一大恨事なりとて、越前守の徳を称えられたり。

その他素人相撲、剣道、里神樂等の余興ありき。

余興として講談が催されていることに注意を促したい。人々が大岡忠相を偉人として周知していたのは、講談などの文芸作品を介したことであった。ここで講談が演じられたのもそのためであろう。この後の贈位祭においても講談・芝居はしばしば上演される。ただし、この資料からは、これらの講談・芝居が大岡忠相にちなむ物語としてだけ享受されたのではなかつたらしいことがうかがえる。ここで、大岡忠相は人々の規範・模範として参照されているのである。桃川は、法曹界の人々が見習うべき模範的人物として忠相を引用し、講談を終えている。同様のことは、石井導師、衆院議長・大岡育造および加藤時次郎のスピーチにもうかがえる。偉人の事跡やパーソナリティに規範・模範を見出す発想に関しては、大岡忠相以外の人物についても検討を加える必要があるが、それは今後の課題とする。また、ここで特に注意を促しておきたいのは、忠相が名奉行であったことから、法曹界への言及があつたことである。次節で淨見寺の「芳名録」に検討を加えつつ明らかにするが、近代に忠相の墓所に関わった人々の一つの傾向として、司法・法学関係者らの関与を挙げができるのである。

以上、本節では地域において忠相が見出さ

れていく過程と、そのように見出された忠相像の性格、および、贈位祭の発生をめぐつていくつかの指摘を行った。次節では、本節での指摘をふまえつつ、その後の祭礼の盛衰の過程と、平時の墓所参拝者について検討を加える。

第2節 贈位祭の盛衰

前節では第1回贈位祭について検討を加えたが、本節ではその盛衰の過程と、同時期の忠相墓所参拝者の傾向を分析する。この間の祭礼の経緯は、鶴田栄太郎が筆写した淨見寺の「芳名録」以外にまとまった資料が存在しない。また、「芳名録」の原典は淨見寺でも紛失してしまっている。そこで、まず鶴田筆写の「芳名録」がどのような性格の資料であるのかを明かにしておく必要がある。

鶴田が筆写した段階で、「芳名録」は「天地玄黄四冊目迄来て」おり、鶴田はそれを「天から順を追つて抜き書き」したという⁴⁶。「芳名録」の記述が始まるのは明治44年(1911)8月24日からであり、贈位祭誕生の直前の時期に参詣者に記帳してもらうために同帳簿が作成されたことがわかる。帳簿の作成は、既に引用した『横浜貿易新報』紙上における宣伝によって増加しつつあった参詔者に対応するためのものであったと推測する。また、鶴田の筆写は「芳名録」を完全に写し取るものではなく抄録である。「一定の標準があつての抜き書きではなく、行き当りばったりで、時々は面倒くさくなると飛ばしたりした」と鶴田自身が述べるように、筆写される文言は鶴田によって選択された可能性がある⁴⁷。原典との照合が不可能な状態であり、どの程度信頼に足る資料であるのか、あるいは鶴田が写し取らなかった部分になにが記されているのかを確認することはできないが、いくつかの出来事については「芳名録」以外の資料によって裏付けをとることが出来る。加えて、鶴田筆写の「芳名録」には鶴田の補足コメン

トが書き加えられている。鶴田自身が「芳名録」に登場し、忠相墓所および贈位祭とも関係の深かった人物である。鶴田の書き加えるコメントもそうした当時者の立場からのものであると判断するならば、これは、同資料の特質として興味深い点といえる。

「芳名録」に記載されている事項は年月日と参詔者の氏名である。参詔者の職業・役職が記載されている場合もある。祭礼時には天候と総参詔者数が記され、わずかながら解説が付される場合がある。鶴田のコメントは、その時期の参詔者の目立った傾向や、鶴田自身に面識のある人物に関する述懐といった内容である。

以下、鶴田筆写の「芳名録」をもとに、贈位祭の推移と墓所参詔者の傾向を推し量つてみたい。ただし、鶴田の筆写するすべての参詔者に言及するわけではない。どのような人物であるか明らかであり、かつ、参詔者の傾向に関わると判断された者にかぎって言及する。また、贈位奉告式および臨時贈位大祭についてはすでにふれているので、ここでは言及しない。「芳名録」のはじまる明治44年から臨時贈位大祭(第1回贈位祭)の行われた大正2年までの期間については、明治44年8月24日に子爵・花房義賢とその夫人、8月15日(筆者注・前出沼田の記述をふまえるかぎり、正しくは25日か)に茅ヶ崎駅長・中島熊太郎、8月28日に男爵・菊地大麓とその夫人、明治45年(1912)7月19日に高座郡長・若林良之と高座郡視学・井上連作、大正2年(1913)2月22日には茅ヶ崎駅周辺の商店主である伊藤円蔵・山本格三・米山迂学、臨時贈位大祭直後の3月28日には子爵土井家の子息が墓所に参詔している⁴⁸。以下、「芳名録」に大正3年(1914)以降の贈位祭と墓所参詔者の様子を探っていく。

大正3年(1914)3月15日第2回贈位例祭が挙行される。参詔人1500人とされ、前年の臨時贈位大祭に比べ参詔者は各段に減少し

ている。同年 7 月 8 日のこととして、鶴田は「大審院判事尾佐竹猛博士が参拝されたというが芳名録に見当らぬ」と記す。言うまでもなく尾佐竹は著名な法学者である。尾佐竹の参拝については沼田も言及している。すなわち、「現大審院判事法學博士尾佐竹猛君も、深く越前守の人となりを慕ひ、大正三年七月八日、越前守の墓に参詣し、越前守の碑文を口拓し、一幅の懸軸に仕立てられ、爾來恒例として越前守の冥日には必ず祭壇を設けてこれを掲げ、法學生を招いて祭典を修せられることを聞いた」というものであり、尾佐竹が個人的に忠相を祭祀していたことが知られる⁴⁹。また、沼田の『大岡越前守』に尾佐竹が寄せる序文にも彼の忠相への崇敬心を読みとることが出来る⁵⁰。同年 8 月 18 日には海老名小学校長・中山毎吉の名が記されている。中山は郷土史家でもあり、相模国国分寺跡の国指定史跡認定にも関わった人物である。

第 3 回贈位祭は大正 4 年(1915)4 月 15 日、参拝者 2000 人余であった。この第 3 回以後、例祭の日は 4 月 15 日に固定されたらしい。ちなみに、変更前後とも、例祭の日取りは忠相の命日とは関わりがない。また、第 3 回祭礼においても「小燕林による講談あり」と記される⁵¹。同年 11 月 4 日には法学者・穂積陳重の参詣が記録されている。穂積は大岡忠相を崇敬していたらしく、その著作『法窓夜話』には穂積の参拝する様子を撮った写真とともに、忠相と板倉重宗の逸話が紹介されており、忠相らの事跡に「其心を平静にし、注意を集中して公平の判断を爲やうとする精神」を見出し、「司直の明吏が至誠己を空うして公平を求めたること」と評価している(写真 3 参照)⁵²。また、翌年 1 月 20 日には「特命全権公使 安達法学博士」の名が見えるが、後に国際司法裁判所の裁判官となる安達峰一郎のことであると判断できる。

第 4 回例祭は大正 5 年(1916)4 月 15 日、雨

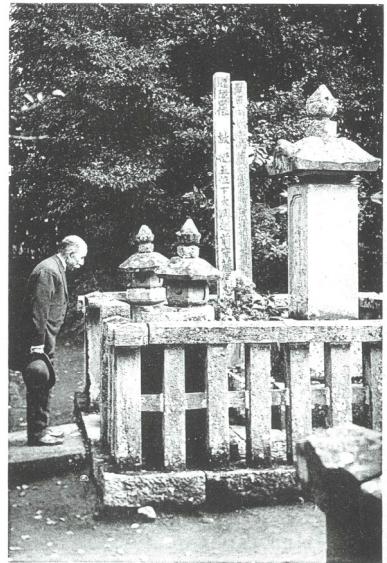


写真 3 穂積陳重の参拝風景 (※出典[穂積 1916])

天であったと記録され、参拝者は 1500 人余。大正 6 年(1917)4 月 15 日の第 5 回例祭も雨天であったが参詣者は 3500 人とされる。大正 7 年(1918)4 月 15 日の第 6 回例祭については天候・参詣人数の記載はないが、ここで「お祭の発起人世話人は、山本格三、米山迂学、伊藤円蔵、伊沢吉五郎、水沢善之助の諸氏であったと思う」と記される。すでに言及した人物も含まれているが、これらの人々はいずれも茅ヶ崎町の商店主である。加えて、鶴田は「此の頃長野県人多数記帳。他府県よりの参詣者引きもきらざ」とコメントしている。この時期、墓所が史蹟として県外まで周知されていたことがうかがえる。

大正 8 年(1919)4 月 15 日の第 7 回例祭は参詣者 2000 人、大正 9 年(1920)4 月 15 日の第 8 回も参詣者は同様である。大正 9 年(1920)12 月 23 日には「祖先墓所結婚儀奉告式」が行われ、当時の大岡家次期当主・忠輔の結婚報告が墓前で行われている。列席しているのは茅ヶ崎町の商店主と小出村長、小出小学校長、淨見寺檀徒総代らである。大正 10 年(1921)4 月 15 日の第 9 回例祭は天候は晴、参拝者 3000 名、大正 11 年(1922)4 月 15 日

の第 10 回例祭は快晴で、節目の年のためか参拝者は 7000 名と急増する。同年 8 月 22 日には茅ヶ崎町長・伊藤里之助、10 月 9 日には南湖院の高橋誠一なる人物が参詣している。南湖院は茅ヶ崎にあったサナトリウムである。大正 12 年(1923)4 月 15 日の第 11 回大祭は、天候・参拝者の記述はないが、大岡忠綱とその家扶ほか「忠相会員一同」「大岡講員一同」という記述がみえる。ここから、大岡忠相を奉賛するなんらかの団体が結成されていたことが推測されるが、その実態は不明である。

これ以後、昭和 6 年(1931)まで祭礼は休止していたらしい。たびたび引用している沼田の文章は昭和 4 年(1929)に執筆されたものであるが、そこでは「惜しい哉震災以後遂に廢んで了つた」とされ、大正 12 年(1923)9 月 1 日の関東大震災によって数年間祭礼が休止していたことがわかる⁵³。この震災によって淨見寺の堂宇が倒壊していたらしい。「芳名録」によれば、昭和 5 年(1930)4 月 20 日に上棟式が執行され、施設の再建が実現したことがわかる。同式には東都火消多勢の参列が記録されている。この点は、大岡忠相が火消し制度の考案者であることと関連するものであろう。後に触れるが、火消し関係者は戦後の祭礼にも例年参加している。同年 10 月 19 日、遷仏式および除幕式が執行され、大審院長・牧野菊之助、控訴院長・和仁貞吉、検事総長・小山松吉、横浜地方裁判所長・宇野要三郎といった司法関係の名士と左團次(二代目市川左團次か)の参列が記される。発起人は阪谷芳郎、岸清一、山宮藤吉らである。阪谷は大蔵大臣、東京市長、貴族院議員を務めた人物である。岸は言うまでもなく「近代スポーツの父」と謳われた人物であるが、法曹界の重鎮でもあった、山宮藤吉は引用資料にすでに姿を見せており、地元に関わりの深い政治家である。山宮が地元側の発起人代表であったのだろう、鶴田は「山宮藤吉氏の努力

によりて本堂復興再建墓地修理が行われた。氏には特別感謝すべきだ」と記す⁵⁴。このほか、大岡家の人々や沼田、広瀬小出村長、実業家・政治家の岡崎久次郎の名も見えている。同式には朝野名士約 500 名、その他参拝者 1 万 2000 名が集まったという。午後 5 時から 11 時までは余興として芝居が上演されている。演目は明かではないが忠相にちなむものであったことは想像に難くない。また、同年 11 月 12 日には司法大臣を務めた渡辺千冬、翌年 2 月 18 日には後の横浜市長平沼亮三の参拝が記録されている。もう一点、この時期の出来事として触れておくべきことに、「頌徳碑」の建立がある。昭和 5 年 5 月建立「大岡忠相公廟宇塋域修築の碑」(裏面は「大岡忠相公頌徳碑」)である。背面の「頌徳碑」については篆書・内閣総理大臣・浜口雄幸、撰・文学博士・沼田頼輔、書・衆議院議員・山宮藤吉の漢詩文が記されている。ここでは前面の碑文を提示しておこう⁵⁵。

贈四位大岡忠相公廟宇塋域修築記念碑

／司法大臣從三位勲二等

子爵渡辺千冬篆額

大岡越前守となり聰明睿知夙に將軍吉宗の信任を受け江戸町奉行の要職に就き聽訴公平／断獄明敏大岡裁判の称今日噴々たるものあり又防火策を講じて町火消の制を創定し後寺社／奉行に任せられ科条類典公事方定書の制定に参与し或は墾田の業を起し或は甘諸人參の栽／培を企て其他古文書の蒐集を実行する等立法行政司法の各方面に亘り幕政に参与すること／五十年享保の治蹟因て以て挙る宝曆元年十二月十九日江戸に卒す享年七十五領地神奈川県／高座郡小出村淨見寺に葬る謚して松雲院殿興譽仁山崇義と号す實に今を距ること百八十年／なり明治維新以降寺運漸く傾き維持頗る困難を極む偶関東

地方の大震災に遭遇し廟宇崩壊／し墓碑傾倒し偉人の名跡空しく煙滅に帰せんとす住職菱科顕順師大に之を慨し男爵阪谷芳／郎富谷鉢太郎横田秀雄小山松吉山田三良岸清一高木益太郎諸氏の賛同を得越前守廟宇塙域／復興会を起し子爵渋沢栄一男爵三井八郎右衛門男爵岩崎小弥太原嘉道小泉又次郎岡崎久次／郎伊東長次郎諸氏並朝野法曹帝都及地方消防組有志其他篤志家多数の援助を得淨財を募り／昭和四年十一月復興工事に着手し翌五年五月竣成す嗚呼是独故公偉業の追慕欽仰の為のみ／に非ず故人公遺徳の致す所と謂べきなり

昭和五年(一九三〇)五月

大審院長判事 従三位 獻
二等 牧野菊之助 撰
前衆議院議員 獻四等
山宮藤吉 書

昭和 6 年(1931)4 月 15 日の祭礼は復興第 1 回大祭と記述され、天候最可、参拝者は 1 万人と記される。「芳名録」に記載される参列者は山本、伊藤、水沢、伊沢ら茅ヶ崎の商店主であり、ここでも芝居が上演され、俳優らの名前が記されている。同年 5 月 7 日には作家・子母沢寛が、同年 11 月 15 日には県会議員で劇作家でもあるという山崎小三が参拝している。昭和 7 年(1932)に復興第 2 回の祭礼から祭典日を 4 月 3 日に改定する。大岡忠綱・忠輔父子、山宮、沼田、そして寒川町長を務めた木島鄰の名が見える。そのほか、近郷御詠歌衆 200 名が参加し、御詠歌の奉納が行われる。同年 9 月 23 日には沼田夫妻と小出村大字遠藤の青木卓が参列している。青木は鶴田とともにあしかび叢書の著者として名前が見えており、郷土史に関心をもつ人物であったと推測できる。昭和 8 年(1933)4 月 3 日の第 3 回大祭には小出小学校児童団体、御詠歌衆 70 名の参加が記載される。同年、4

月 8 日には先述の中山毎吉と加山可山なる人物の名が見える。加山も郷土史関係の人物であろう。昭和 9 年(1934)4 月 3 日の第 4 回大祭には、堂宇復興功労者の追弔が行われ、雨天にも関わらず 3000 名の参加者を数えた。鶴田によれば、この頃、秋田県・新潟県・群馬県・茨城県・大阪府などからの団体参拝客が頗る多かったとされている。同年 4 月 22 日には神奈川県史蹟巡り会が淨見寺を訪れており、郷土史家で武相高校の創立者でもある石野瑛をはじめ、70 名が参加している。なお、鶴田も同会のメンバーであったらしく、機会を同じくして参拝している。

昭和 10 年(1935)は祭が行われた形跡が見られない。この時期以降、時局なども関係しつつ、祭にかけりが見え始める。昭和 11 年(1936)には「祭はなけれど」との鶴田のコメントがあるものの、祭の日にあたる 4 月 3 日に山本ら茅ヶ崎町の人々の名が見えている。昭和 12 年(1937)には祭があつたことは記されるが、総参拝客数の記載はない。なお、昭和 10 年から昭和 12 年例祭の期間の平日にも参拝者が絶えたわけではない。詳細の明かな人物だけとりあげるならば、政治家・教育者の内ヶ崎作三郎、県会議員・磯崎貞序、横浜在住の日本画家で俳人の飯田九一、神奈川県の植物学関係者・松野重太郎、駿河銀行茅ヶ崎支店長・重田景次らである。また、昭和 13 年(1938)から昭和 21 年(1946)の間も祭の行われた形跡はみられない。昭和 13 年 11 月 4 日に枢密院議長・平沼騏一郎、昭和 14 年(1939)には後の初代茅ヶ崎市長・添田良信、昭和 15 年(1940)には南湖院の院長・高田耕安の名が見える。このほか特筆すべき参拝記録としては、昭和 16 年(1941)3 月 9 日に『耀く神奈川県』なる写真集のための撮影に先述の石野、鶴田ら 3 名が淨見寺を訪れているほか、同年 4 月 13 日には横浜徒步会なる団体 13 名が参拝、これには鶴田も同行している。同年 6 月 8 日にも、神奈川県史蹟巡り会と明

朗の茅ヶ崎会なる団体が合同参拝を行っており、参加者数は 94 名と記される。「明朗の茅ヶ崎会」は、当時発刊されていた小冊子『明朗の茅ヶ崎』に関わる団体であろうと推測される。こうした史蹟見学の団体には郷土史家らが多く関与しており、石野・鶴田もそうしたメンバーの中核的な人物であった。

戦後、昭和 22 年(1947)の大祭は 4 月 20 日に執り行われたが、参拝者数は不明である。茅ヶ崎町商店主の山本と米山秀作ほか堤の人物の名が見えている。昭和 24 年(1948)4 月 3 日は、祭礼の名目が「甘諸祭」に改められている。これは鶴田を中心になって行われたものらしく、同書によれば「戦前・戦後を通じ甘諸でからくも命をつないで来たこと」を背景に、甘諸栽培に関与した大岡忠相に感謝するという趣旨であつたらしい⁵⁶。茅ヶ崎タイムズ、茅ヶ崎市、寒川町、小出村各当局、各農協その他有志が甘諸感謝祭に関わり、浄見寺でも新に甘諸感謝祭という札をこしらえたという。忠相の甘諸栽培奨励の事跡と戦時下の食糧難を支えた甘薯への感謝をからめて祭礼を挙行したものと推測される。当日は雨天、参加者は 500 人程度であったとされる。同祭礼がそれまでの贈位祭と連続しているものと見なすことが出来るのか否かには留保が必要であるが、この時期には、恒例行事としての贈位祭はほぼ終息しようとしていたことがうかがえる。

以上、鶴田栄太郎筆写による浄見寺「芳名録」を手掛かりに、贈位祭の盛衰の過程と参拝記録をたどってきた。贈位祭は関東大震災によって断絶した後、昭和初期に復興するが、昭和 10 年代には途絶しがちとなり、昭和 22 年例祭あるいは昭和 24 年「甘諸祭」を最後に終息したものと判断される。また、本節では参詣者に注意したことで、どのような人々が忠相に「思い入れ」を抱いていたのか、大凡の傾向が明らかとなった。このことは、同祭礼の性格を考える際の手掛かりともなる。

前章でも確認したように、贈位祭ないし忠相墓所には地域外の有力者も関与していた。そうした有力者としては茅ヶ崎に別荘を構えていた人物のほか、名奉行・忠相を崇敬する法曹界・法学関係者らを挙げることが出来る⁵⁷。鶴田は「芳名録」に漏れている事柄として「平日 法学博士弁護士花井卓造を筆頭に法曹界の権威者十数名」の参拝があつたことを記している⁵⁸。忠相は職業上の先人としての「関係性」が見出され、模範とすべき人物としてこれらの人々に意識されていたといえる。また、文学・芸能関係者の名が見えるのは、しばしば講談・芝居が演じられたことも含めて、忠相の講談・文学における人気の高さと関わるものであろう。一方、地域の側では小出村の人々はもちろん、初期から茅ヶ崎の名士、商店主らが関わりをもっていた。これらについては、すでに触れたように、浄見寺にアクセスする最寄駅が茅ヶ崎停車場であった関係で、地域振興の目的をうかがうことが出来る。郷土史家らの名も「芳名録」には散見されたが、これらの人々は、浄見寺ないしは墓所の史蹟化や郷土教育に関与しているものと推測され、発見された忠相との「ゆかり」に積極的に意味を与える立場にあつた人々であるといえる。鶴田はしばしば同墓所を参拝する団体の案内・講話を務めていたようである⁵⁹。

では、小出村の一般の人々にとって贈位祭はどのようなものとして受け止められていたのだろうか。贈位祭を経験した人の語りは今ではもうほとんど聞くことができなくなっている。『大岡越前祭五十回記念誌』は、贈位祭は村内が賑わう楽しい機会であったと紹介しつつ、少年時代を小出村で過ごしたという石井作氏の回顧を掲載している。すなわち、「浄見寺の桜の木の下に座って漫才を見たのを今でも覚えている。当時小出村に住む子どもにとって、贈位祭は心弾む賑やかなお祭りだった」という⁶⁰。ごく短い述懐では

あるが、ここからは大岡忠相への強い「思い入れ」は読み取ることができない。無論、地域内のすべての人々に大岡忠相のパーソナリティへの強い関心が抱かれていたと考えることはできないのである。贈位祭は、花見も兼ねて、ただ祭として楽しめていた可能性がある。しかし、忠相の墓所で多くの著名人を集めつつ行われた祭礼は、くりかえし人々に忠相との「関係性」を印象づける装置として機能したと理解することが出来るであろう。

以上、本章では限られた資料からではあるが、近代の贈位祭について、その発端から終息までの過程を検討してきた。忠相がどのような人物として意識され、どのような人々に、どのような動機や経緯から崇敬・祭祀されていたのかを明かにした。

終息してしまった贈位祭は昭和 31 年(1956)に大岡祭として復活を果たす。次章では復活から現在までの大岡祭(大岡越前祭)について報告し、若干の考察を行う。

第3章 大岡祭の誕生と展開

第1節 大岡祭の誕生

贈位祭は、戦後に大岡祭として復活する。本章では大岡祭の展開とその構成について検討を加えるが、特に本節では祭礼の担い手の変化について言及する。この点は大岡忠相への「ゆかり」(「関係性」)の見出され方の変容に関わる問題である。

さて、大岡忠相にちなむ祭礼はどのような経緯によって復活したのであろうか。1章で確認したように、小出村堤は昭和30年(1955)に行谷・下寺尾・芹沢などの大字とともに茅ヶ崎に合併される。小出村の大字では遠藤のみが藤沢に合併されることとなった。この合併をめぐって、当時、地域間の軋轢が高まっていたとされている。そのため、浄見寺住職ほか有志が中心となって贈位祭を復活し、地域の団結を回復するべきことが唱えられていた。折しも、茅ヶ崎では目前にせまった市制10周年に際して、何らかの催しを企画しようという機運がたかまっていたという。加えて、地元商店会や行政は、買い物客の市外への流出に頭を悩ませていた。周辺地域に、藤沢の藤祭や平塚の七夕祭といった華やかで大規模なイベントがあるのに対し、茅ヶ崎には多数の観客の動員を見込めるような目玉となる催しものがないことも問題となっていた。

こうした背景から戦前まで賑やかに執り行われていた小出村の贈位祭が注目されることとなる。大岡忠相の知名度の高さから、集客の多さも見込まれた。また、小出村や茅ヶ崎在住で贈位祭に積極的に関わっていた人々やその子息、県下の郷土史家らも健在であり、贈位祭の記憶や祭礼への機運はまだ薄れてはいなかった。先述の鶴田栄太郎も贈位祭復活に関わったようである。前章でテクス

トとした鶴田の『大岡越前守墓と浄見寺』には、大岡祭の企画段階の様子が記述されている。いさか長くなるが以下に引用する⁶¹。

昭和三〇年も押しつまつた或る日であった。林屋百貨店の山本銀三氏からの伝言は「大岡祭を復活したいと思うにつき、計画を立ててもらいたい。金銭上のご迷惑は断じてかけぬ。万事お任せする」というのであったが、その年も暮れ筆者が林屋を訪問したのは明けて三十一年春正月となった。その話は商工会議所の戸塚会頭と打ち合わせてあるからとのことで、山本氏は戸塚氏に電話をかけたけれど不在で同氏とは会見出来なかつた。そんな訳で最初の日は山本氏だけと語り合い、その後日を改めて三人で懇談した。すっかりプランをつくり、発起人として市役所に集まって貰った人々に、忠相公は大名に取り立てられたので何より先に大名列、いろは四十八組の火消の制度を創めた人だから、消防団の纏と木遣行列、これを骨子として賑やかな色彩の濃い絵巻を繰り展げる。甘薯との関係を説いて農協に片棒をかついで貰う。白州の場面を考えて、県警のプラスバンドを呼ぶこと、捕物作家クラブメンバーが捕物行列をする段になると、東京にも聞えて写真班や何か続々来るようになる。捕物作家クラブは先年浅草で遠山金さん祭をしてあてたことがあるのだから。遺品展と公讚美の短歌俳句募集。これも肝心。大岡裁判などを取題した芝居講談映画、訴状を青竹の先にはさんでバトン代りにするリレー競走(大岡越前墓前を決勝点にする)それと当日の写真撮

影コンクール、要するに全市を越前守一色にぬりつぶして効果を百パーセントにせり上げるのが最良の策と考えると筆者は説明に当り、戸塚会頭がそれぞれ要路の人にその擔当をしきりに依頼したのであった。

大岡忠相にからめて様々に創意工夫が凝らされている。後ほど新聞記事の引用によって示すが、これらの大半が大岡祭において実現されている。

また、『大岡越前祭五十回記念誌』掲載の、当時の商工会議所役員である石坂圭二氏の回顧談によれば、「茅ヶ崎の市制十周年と小出村の合併というふたつの出来事が重なって、これは何か大きなイベントを立ち上げるチャンスだという気運が地元商店街にも商工会議所の中にも高まっていました。そこで、小出村の祭りであった贈位祭を茅ヶ崎の街全体の催しとして取り上げてはどうかというアイデアが、当時の役員であった小島芳太郎さんや武藤良策さん、山口吉蔵さんなどから提案されたのです」という⁶²。さらに、同書は第1回大岡祭準備段階の活動を「大岡祭運営の主体となった茅ヶ崎商工会議所では、戸塚辰五郎会頭以下役員が一丸となってイベントの準備に奔走し、出口肇市長をはじめとする市側や赤間芳山市議会議長を筆頭とした市議会側の賛意も得て、いよいよ機は熟した」と記述する⁶³。大岡祭の立ち上げと実質的運営は、茅ヶ崎の地元商店街・商工会議所と行政が担った。これらの人々は後に「大岡越前守奉賛会」や「大岡越前祭実行委員会」を結成し、祭礼を運営している⁶⁴。そして、祭礼の立ち上げは「要するに全市を越前守一色にぬりつぶして」という鶴田の発言や、石坂の「小出村の祭りであった贈位祭を茅ヶ崎の街全体の催しとして取り上げてはどうか」といった発言に明かなように、茅ヶ崎市レベルの規模を志向するものであった。では、贈

位祭の中心であった淨見寺は、復活後の祭礼ではどのような位置付けにあるのだろうか。淨見寺では、復活以来現在でも墓前法事が行われ、大岡越前祭の主要な舞台の一つではあるが、淨見寺の認識としては「大岡越前祭に協力している」という立場をとっている。

以上、担い手の移行について言及してきた。新しい担い手の人々とは茅ヶ崎市の地域宥和と地域振興を企図する主体であり、近隣地域の動向を意識しつつ「集客の見込める催しがないこと」を悩むような主体であった。大岡忠相はそのために戦略的に活用し得る茅ヶ崎の資源として、再度見出されたといえる。無論、贈位祭の時代から大岡忠相は戦略的に活用されてきた。淨見寺には寺院復興という目的があり、茅ヶ崎町の人々にも地域振興の意識は存在していたが、ここにおいて、大岡忠相にちなむ祭礼は本格的に観光化されたといえる。『大岡越前祭五十回記念誌』の巻頭に掲げられた第50回祭礼実行委員長・田中賢三氏の挨拶でも、その目的が「産業振興」と明言されている⁶⁵。合併とともに、戦前に小出村において見出された忠相との「ゆかり」は茅ヶ崎市の歴史資源として位置付けられたのである。資源としての価値は、忠相の名奉行としての人気の高さによって担保され、構想された祭礼の演目も、そうした忠相の人気に基づいてショーティー的な要素の強いものとなった。

さて、以上のような経緯で、昭和31年(1956)、4月7~9日の3日間、第1回の祭礼が行われた。昭和31年4月10日の『朝日新聞』(神奈川版)は、「さっそう出口市長越前守」と題して、大岡祭について以下のように記す⁶⁶。

茅ヶ崎市の第一回大岡祭り大名行列は九日昼過ぎ、マトイ行列の消防隊を合わせて一行二百人が、映画のロケそのままのいでたちで、茅ヶ崎市小学校に勢ぞろい

して街を練り歩いた。馬上姿の越前守にふんした出口市長がこの日の人気を呼び、近在からの見物人で学校から駅前にかけ、茅ヶ崎署は車馬の通行止めをして交通整理をするほどのにぎわいだった。

第1回大岡祭は大成功をおさめ、恒例行事化していく。記事からも明らかなように特に耳目を集めたのは、江戸時代の衣装に身を包んだ大行列であった。続く第2回についても、昭和32年(1957)4月15日の『朝日新聞』(神奈川版)の記事を提示しておこう⁶⁷。

茅ヶ崎市の大岡祭は、一四日昼過ぎ県警プラスバンドを先頭に大行列、城昌幸ら捕物作家行列、消防まとい、木遣行列が市内を行進、近在から約六万人(主催者側推定)の見物人が出てにぎわった。呼び物は市議会議員と有力者八十八人の大行列で、内田市長の越前守、石井千賀江市議の奥方という組合せは恐妻家らしく見え見物人を喜ばせた。

参加者は6万人を越えたとされ、贈位祭からの明かな規模拡大をうかがい知ることができる。第1回・第2回の記事からは、先述した鶴田の構想のいくつかが実現していることも見て取れる。なお、鶴田の『大岡越前守墓と淨見寺』は昭和33年(1958)刊行であり、好調にすべりだした大岡祭の熱気の中で執筆されたものといえる。

以上、大岡祭の誕生について検討を加えた。特にここでは担い手と祭礼の中心地の移行、これにともなう祭礼の性格の変化について言及した。特に「ゆかり」(「関係性」ということにひきつけて指摘を行うならば、贈位祭から大岡祭への展開は、大岡忠相に対して地縁的に見出される「ゆかり」(「関係性」)の範囲拡大であったといえる。また、茅ヶ崎市への合併に伴って紛糾していた地域間の

統合も目的とされていたことは興味深い。

「ゆかり」の人物が、地域を表象する人物として、住民の統合・結集のシンボルとされるることは、各地で多くの類例を見出すことが出来る。また、「ゆかり」の人物のパーソナリティがもつ集客力を見込んで、観光事業・地域振興に役立てようという発想もまた、全国の事例との比較を可能とする点である。「ゆかり」(「関係性」)を強調することの意味、あるいはその戦略性を担保するなんらかの支配的な価値観や世相の力は、戦後の日本社会では経済・観光事業の振興であったといえる。行政や商工会議所は経済・観光事業の振興に意欲的な主体の端的な例といえる。また、ある人物との「ゆかり」を強調することが経済・観光事業の振興と結びつくのは、近世から近・現代まで変容しつつも連続している、歴史を娯楽として楽しむ文化や歴史ブームとでも呼べるもののが存在するからである。

「大岡政談」をはじめとする講談、それらに基づく映画・テレビドラマの影響で、大岡忠相は多くの人々の心を捉え続けている。この点については次節で再度触れよう。次節では、大岡祭の展開と祭礼の構成について報告し、あわせて幾つかの課題を確認する。

第2節 大岡祭の展開

前節では大岡祭の復活の経緯と担い手・中心地の移行について言及した。これ以後、大岡祭はどのように展開して、現在に至っているのだろうか。大岡祭は、大岡越前祭と改称し、平成21年度で54回を数える。50年以上に渡る歴史の中で、大岡祭は大規模な変容・展開を遂げているわけではないが、細部に様々な変化が生じている。ここではそれらを描き出していくことは行わないが、大まかな傾向の把握を試みてみよう。

さて、大岡祭(現・大岡越前祭)は現在どの程度の規模で取り行われ、どのような構成を備えているのだろうか。近年の観客動員数を

表1 2009年度大岡越前祭演目一覧

日付	時間	演目	会場
16日	18時30分～	アクアマリンコンサート in 茅ヶ崎	市民文化会館
17日～19日		手工芸作品展及びチャリティーバザー	市民文化会館
		盆栽展示会	農協
	各10時～	錦鯉展示会並びチャリティーバザー	農協
	11時～14時	大江戸時代コメディ「大岡さばき」	市民文化会館
	13時	邦舞会(古典)	市民文化会館
18日	9時30分～	弓道大会	体育館
	10時～	土井隆雄宇宙飛行士手形モニュメント除幕式	ペデストリアンデッキ
	11時～	茶会	大岡越前祭祭典本部
		茅ヶ崎産野菜直売	淨見寺
		駅前コンサート	ペデストリアンデッキ
	11時～15時	文教大学・慶應大学コラボイベント	淨見寺
	13時～	野点	淨見寺
	15時～	墓前法要	淨見寺
18～19日		ちがさき産業フェア	市民文化会館
		越前守遺跡写真展	市民文化会館
		ちがさきモーターショー	市役所駐車場
	各10時～	茅ヶ崎ブランドバザール	駅北ロヤマダ電機東側歩道
19日	9時30分～	記念柔道大会	体育館
	10時～	春の市民祭り	中央公園内
		春の農業まつり	中央公園内
		みどりフェア茅ヶ崎	中央公園内
	10時45分～	カラオケ大会・水田竜子ショー	市民文化会館
	12時～	日舞春の会	市民文化会館
	13時～	ビッグパレード	茅ヶ崎駅周辺
		神輿巡幸	茅ヶ崎駅周辺
25～26日	各10時～	湘南祭	サザンビーチ
26日	10時～	俳句大会	コミュニティホール

※2009年度大岡越前祭広報チラシから作成

行政の「年度別入込み客調査」から算出すると、平成年間は安定して6～10万人の観客動員を達成していることがわかる。2009年度(第54回)の観客動員数は9万2000人であった。その第54回祭礼の構成を広告資料から整理すると表1のようになる。中心行事とされる墓前法要・ビッグパレードのほか、駅と

その周辺商店街を中心に様々な協賛行事が営まれていることが確認できる。多彩な演目から読み取れることは、大岡越前祭という祭礼が、大岡忠相との「ゆかり」にちなむ行事であることに加えて、茅ヶ崎市の産業のPRと振興のための場とされ、市内の文化サークルの人々の披露の場としても位置付けられ

表2 2009年度ビッグパレードの構成

演目	参加団体
ハーレーダビットソンパレード	湘南茅ヶ崎ハーレークラブ
鼓笛バトンパレード	湘南台高校吹奏楽部
	茅ヶ崎バトン協議会A隊
	鶴沼高等学校マーチングバトン部
	茅ヶ崎バトン協議会B・C隊
	湘南ドルフィンズマーチングバンド
	SUNマーチングスクール
	大磯マーチングバンド
オープナー	スマイル茅ヶ崎
	大岡家
	ゆかりのまち岡崎市
祭ばやし	円蔵祭りばやし保存会
よさこい鳴子踊り	湘南茅ヶ崎若華会
祭ばやし	下町祭りばやし保存会
稚児行列及び子供神輿	明るい社会づくり運動
祭りばやし	堤太鼓保存会
きやり・まといパレード	茅ヶ崎鳶工業組合
虚無僧行列	茅ヶ崎市役所尺八部
越前行列	
銭太鼓流し	茅ヶ崎地区婦人団体連絡協議会
民踊流し	茅ヶ崎市レクリエーション民謡協会
一輪車パレード	茅ヶ崎一輪車協会
神輿パレード	湘南連合神輿保存会
	南湖
	暁禊睦会

※2009年度大岡越前祭広報チラシから作成

ていることである。こうした現状は、同祭礼の中心的担い手が地域育和、地域振興、産業振興を目的とする行政、地元商工会議所と商店会であり、地域の人々の多様な関わり方を受け入れていることと関係している。このように、市民参加型の祭礼を志向している点は、祭礼の中心であるビッグパレードの構成にも影響している。2009年度のビッグパレードの構成も表に整理しておこう(表2)。ビッグパレードとは大名行列(越前行列)も含めて、大岡越前祭における行列行事を包括的に表現

した演目名である。これらの全参加団体が市内小学校校庭に集結し、表に提示した順に出発していく。神輿パレードのみ、ビッグパレードとは別のポイントから出発し、別ルートをたどる。パレードの中心は「越前行列」とされているが、一見して地域の人々の多様な参加のあり方を受け入れていることがわかる。

前節では、祭礼復活にあたって、大岡忠相にちなむ催しが様々に工夫されている様子を確認したが、地域振興と地域育和のために市民参加型の祭礼が志向されることは、このように大岡忠相とは関係のない多くのイベントが盛り込まれていくことの原因ともなった。大岡祭の歴史における傾向とは、祭礼の演目の多様化とそれに伴う祭礼の肥大化であることができる。こうした傾向が問題であるわけではない。行政ほか一部の人々だけが中心になり、観客を集めることはできても市民は関心を示さないという歴史を再現する祭礼の例も筆者は確認している。大岡越前祭の場合、市内の人々に開かれていく点はむしろ評価すべき点ということもできる。しかし、祭礼が回数を重ねていくうちに、この傾向が担い手の人々に問題として意識されるようになっていった。平成6年(1994)の大岡祭から大岡越前祭への改名は、この祭礼の肥大化と関係して起きた出来事である。すなわち、この改名は祭礼の方向性の転換を目的とするものであった。

平成5年(1993)に茅ヶ崎青年会議所理事長を中心、「大岡祭活性化委員会」が結成される。そこで「大岡祭が大岡越前守の祭りであることが伝わりにくいこと」「大岡祭としながら催しがありすぎること」が問題として指摘された⁶⁸。市民参加型の祭礼であることが関わって、大岡忠相に関係のない催しによって肥大化した祭礼の中で、大岡忠相にちなむものが目立たなくなっていたことが問題とされたのである。また、それとも関わって、

祭礼が春の行事であることから、大岡祭が「桜花祭」と勘違いされるような出来事があったようである。「大岡祭活性化委員会」での議論の結果、翌平成6年(1994)の第39回祭礼から、祭礼名は大岡祭から大岡越前祭に改められる。また、大岡越前祭は、墓前祭、ビッグパレード、駅前会場の仮設礼拝所等を「大岡越前祭」とし、その他の協賛行事は後夜祭である「湘南祭」に整理された。ここでの改革は、市民参加型の祭礼であることと大岡忠相にちなむ祭礼であるという主旨を両立させるために講じられた手段であったといえる。もっとも、依然として大岡越前祭においては忠相とは無関係な催しが同時に行われている。ここで注意したいのは、運営者側の志向として、商業振興・地域振興の祭礼と明確に意識されつつも、祭礼の無軌道な規模拡大をおさえ、大岡忠相に関わるものに祭礼の範囲を限ろうとする意識があったことである。

さて、大岡越前祭の演目が大岡忠相にちなむものに限定されたことを確認したが、それらについて概略を示しつつ、今後の課題をいくつか確認しておきたい。

墓前祭は淨見寺の大岡忠相墓前で取り行われる法要である(写真4参照)。写真にもう



写真4 2009年の墓前法要の光景(※筆者撮影)

かがえるように、墓前法要には祭礼関係者のほか、一般の参拝客も参列する。あわせて、祭礼期間中は茅ヶ崎駅前に忠相の仮設位牌

所が設置される。これは、祭礼の中心が淨見寺から茅ヶ崎駅前に移行するのに伴い、淨見寺の参拝客が減り、以前に比べて損失が出ることが運営者側で懸念されたための措置であり、第1回以来続いている。同位牌所で回収される賽銭は全額淨見寺に奉納されることになっている。また、前掲の表1にもうかがえるように2009年度祭礼では淨見寺周辺で「文教大学・慶應大学コラボイベント」「茅ヶ崎産野菜直売」「野点」といった催しが行われ、淨見寺への集客が図られている。もっとも、淨見寺としては、祭礼に協力しているという立場をとっていることは既に述べた。

また、墓前法要においては江戸火消し保存会によって木遣が奉納される。前章では、忠相に職縁的な「関係性」を見出す司法・法学関係者が贈位祭や墓所整備に關係していたことを確認した。戦後の参拝者記録は存在せず、平素の参拝者に司法・法学関係者が存在するかどうかを確認することは出来ないが、少なくとも大岡祭・大岡越前祭の光景からは司法・法学関係者は姿を消している。もっとも、忠相に職縁的な「関係性」を見出す集団が存在しなくなったわけではなく、江戸火消し保存会は、火消し制度の考案者として、つまり同業の始祖として忠相に「ゆかり」を見出している。また、火消し関係者らは平成元年に忠相墓所境内に「大岡忠相公御生誕三百十二年記念」と記される石碑を、昭和36(1961)年には淨見寺門前に「大岡越前守菩提所」の石碑を建立している(写真5)。後者については、碑の台石などに異なる年度を刻んだ石板(たとえば「各区仲好会創立八十五周年記念」「平成二十一年」と刻む石板が台石の側面に設置されている)が設置されており、火消し関係団体の記念すべき機会に奉納が行われていることがわかる。ちなみに昭和36年の記載は石碑本体裏面に刻印されている。なお、前章でも触れたように、震災復興後の贈位祭に火消しらが参集している。火消し関



写真5 火消し関係者建立の碑（※筆者撮影）

係者らの活動については今後の課題とい^{い⁶⁹}。

次に、越前行列(大名行列)について言及する。越前行列は先述したように第1回祭礼以来、祭礼の目玉として位置付けられている。越前行列の構成は、大岡忠相を中心に、先払いの奴、重臣、与力、共侍、姫や腰元などであり、ビッグパレードとともに駅周辺商店街を巡幸する。パレードの具体的な順路については、初期のものを確認できる資料を発見し得ていないが、近年は道路事情・交通規制の関係から範囲の縮小が行われたとされるほか、大きな変化は生じていない。

第1回越前行列で大岡越前役を務めたのは出口肇市長、共侍は市の助役、市会議員、商工会議所の役員や老舗商店主らが加わったとされる。ごく初期の大岡祭では忠相役は市長に限定されていたようであるが、現在は市長・市議会議長・商工会議所会頭が廻り番で大岡越前役を務めることになっている。2009年度は市長が忠相役を務めた(写真6 参照)。いつからこうした廻り番制になったのかは明かではなく確認を急いでいる。また、共侍役は当初一般には開かれていなかったが、近年では一般参加者も受け付けている。



写真6 2009年度の越前行列（※筆者撮影）

こうした市内政財界のトップが大岡忠相役を務めることから、そのパーソナリティに規範を見出し、自らを重ねるような言説が發せられることもある。たとえば、第41回祭礼において根本市長が行った「行政に携わる者にとって大岡さんは心の中のオンブズマン」との発言が平成8年(1996)4月20日の『神奈川新聞』に掲載されている⁷⁰。また、第50回で忠相役を務めた市議会議長・山下孝子氏の「感慨無量です。22万の茅ヶ崎市民が安全に、そして安心して暮らせる街づくりに貢献したい」とのコメントも、同様のものとして理解出来るであろう⁷¹。これらの市政関係者が忠相に「思い入れ」を抱いているか否かはともかく、職縁的な「関係性」を前提として、忠相は名君として市政の模範・規範として参照されている。

また、ここでマスメディアとの関係に触れておきたい。戦後の「人を神に祀る風習」の動向を理解する上で、マスメディアにおける歴史を題材とする娯楽文化の存在は看過し得ない影響力を有している。先述したように、大岡忠相は近世以来物語の中で人気を得てきた人物である。忠相を主人公とする物語がどの程度メディアの中で取り上げられてきたのか、その全体的な見通しはまだ得られていないが、ここで把握し得ているかぎりの事例を提示しておこう。

講談という文化が最盛期を迎えるのは明治期であったとされている。この時期には、

表3 大岡忠相の映画一覧

タイトル	年代	原作	監督	主演
『徳川天一坊』	大正 11 年(1922)		吉野二郎	沢村四郎五郎一派
『徳川天一坊』	昭和 4 年(1929)	藤原忠	小石栄一	阪東寿之助ほか
『大岡越前守と天一坊』	昭和 5 年(1930)	額田六福	広瀬五郎	阪東寿之助・嵐徳三郎ほか
『大岡政談・隼組捕物帳』	昭和 7 年(1932)	水門王吉	星哲六	高田浩吉・尾上栄五郎ほか
『天一坊と伊賀亮』	昭和 8 年(1933)	衣笠貞之助	衣笠貞之助	林長次郎・市川右太衛門・坂東好太郎ほか
『大岡越前守切腹』	昭和 10 年(1935)	谷村真吉	大下宗一	尾上栄五郎ほか
『大岡政談・白州の花嫁』	昭和 16 年(1941)			大河内竜・辰巳好太郎ほか

(※『松竹七十年史』より作成)

これまで講談師によって口頭で披露されていた物語が速記の形で新聞や講談本などの活字メディアに取り上げられるようになっていた。たとえば、『横浜貿易新報』において、明治 44 年(1911) 7 月 16 日から 104 回にわたって「大岡政談・後藤半四郎」が連載されている。同年 7 月 15 日の広告記事を提示しておこう⁷²。

大方家庭の好読物として歓迎されし「水戸黄門公」の後を承けて見参の新講談は、大岡政談 後藤半四郎の一代記より、大岡越前守の名を聞だに天晴れ名奉行の機知頓才を思ひ浮べらるゝが、殊に此後藤半四郎は三大裁判の一として謳はれ半四郎が鐵杖を提げ義骨を敲いて天下を闊歩せる天晴れの男振りより、其の関係せる幾多老臣、節婦の物語に亘り、遂に越前守の白洲に大波乱を惹起す舞臺の曲折は天一坊以上の痛快なる読物たるべし、乞ふ十六日の此面に注意あれ、第一回の序幕は我社獨特の挿畫と共に開かるゝなり。

贈位祭において講談が上演されたことはすでに確認したが、当時、忠相の物語は講談に基づく紙媒体によっても発信されるようになっていた。また、忠相の物語は映画の題

材にも取り入れられていく。『松竹七十年史』から「大岡政談」「天一坊」といった語をタイトルに含む、忠相の物語であることが明らかな作品だけをピックアップしてみよう(表3)⁷³。また、表 4 は現在把握しているかぎりで、大岡忠相のテレビドラマをピックアップしたものである。テレビドラマとしてはこのほかに昭和 53 年(1978)から平成 14 年(2002)まで放送された『暴れん坊将軍』にも大岡忠相は脇役として登場するし、「丹下左膳」の物語も大岡忠相の物語から派生したものである。マスメディアについての全体的な把握は今後の課題であるが、ここでの整理からだけでも、大岡忠相は近・現代を通じてコンスタントにマスメディアの中に登場する人物であったことが明らかである。

忠相にかぎらず、マスメディアによって歴史上の人物が取り上げられることは、当該人物に何らかの「関係性」を見出している集団や地域において、それを資源化する動きを引き起こす。たとえば、大河ドラマ化決定を契機に、それと連動して「ゆかり」の地域が様々な催しを構想することは周知の通りであるが、これは大河ドラマの放送が「ご当地ブーム」という観光客の倍増を促すからにほかない。李受美によれば、大河ドラマが「ご当地ブーム」を引き起こしたのは昭和 41 年(1966)放送の第 4 作『源義経』、それが過熱し

表4 大岡忠相のテレビドラマ一覧

タイトル	放送局	放送期間
『大岡政談 池田大輔捕物帳』	NHK	昭和41年(1966)4月8日～42年(1967)3月31日
『大岡越前』(第1部)	TBS	昭和45年(1970)3月16日～9月21日
『大岡越前』(第2部)	TBS	昭和46年(1971)5月17日～11月22日
『大岡越前』(第3部)	TBS	昭和47年(1972)6月12日～48年(1973)1月15日
『姫君捕物帳』	NTV	昭和47年(1972)7月1日～9月30日
『白獅子仮面』	NTV	昭和48年(1973)4月4日～6月27日
『大岡越前』(第4部)	TBS	昭和49年(1974)10月7日～50年(1975)3月24日
『大岡越前』(第5部)	TBS	昭和53年(1978)2月6日～7月31日
『危うし！大岡越前・お春捕物帳』	フジ	昭和57年(1982)1月15日
『大岡越前』(第6部)	TBS	昭和57年(1982)3月8日～10月11日
『大岡越前』(第7部)	TBS	昭和58年(1983)4月18日～10月24日
『大岡越前』(第8部)	TBS	昭和59年(1984)7月16日～60年(1985)1月21日
『大岡越前』(第9部)	TBS	昭和60年(1985)10月28日～61年(1986)1月2日
『大岡政談』	朝日	昭和62年(1987)8月20日
『大岡越前』(第10部)	TBS	昭和63年(1988)2月29日～9月5日
『大岡政談』	フジ	平成元年(1989)12月27日
『大岡越前』(第11部)	TBS	平成2年(1990)4月23日～10月15日
『大岡越前』(第12部)	TBS	平成3年(1991)10月14日～4年(1992)3月30日
『大岡越前』(第13部)	TBS	平成4年(1992)11月16日～5年(1993)5月10日
『大岡越前』(第14部)	TBS	平成8年(1996)6月17日～12月2日
『炎の奉行 大岡越前守』	TV東京	平成9年(1997)1月2日
『大岡越前』(第15部)	TBS	平成10年(1998)8月24日～11年(1999)3月15日
『名奉行 大岡越前(1)』	朝日	平成17年(2005)4月18日～6月20日
『大岡越前』(2時間スペシャル)	TBS	平成18年(2006)3月20日
『名奉行 大岡越前(2)』	朝日	平成18年(2006)4月18日～7月18日

(※各局HPその他から作成)

たのが昭和44年(1969)第7作『天と地と』であるという⁷⁴。もっとも、その萌芽はそれ以前にもうかがうことができる。昭和38年(1963)放送の第1回連続時代劇(後の大河ドラマ)『花の生涯』の主人公・井伊直弼に「ゆかり」の彦根市は、放送直後から観光客が増加したらしい。昭和39年(1964)5月15日の『朝日新聞』14頁の「舟橋氏に彦根名誉市民」なる記事を以下に提示しておこう⁷⁵。

彦根市議会は十三日、「花の生涯」の作者舟橋聖一氏(五九)に名誉市民の称号を贈ることを決めた。同市の十三代城主井伊直弼を主人公とした「花の生涯」が一昨年四月から昨年十二月末までNHKテレビで紹介されてから“大老ブーム”を呼び、彦根城への観光客が倍増した。この彦根の名を全国に高めた原作者を長く“恩人”としてたたえるためで、六月三十日の市民会館開館式に舟橋氏を

招き、井伊家十六代目井伊直愛市長から名譽市民章と賞状を渡す。

大河ドラマのもたらす観光ブームがごく短命のものであることも随所で指摘されているにも関わらず、こうした動向は今日でも変わらない。マスメディアによって人々の歴史への興味が駆り立てられていることは近年の統計調査によつても成果が示されている。PR・マーケティング・ブログパーツ・携帯サイト運営を行う株式会社アイシェアが、2009年に同社の無料メール転送サービスの会員を対象に行ったアンケート調査「歴史好きに関する意識調査」を参考してみよう⁷⁶。同調査は2009年1月30日から2月4日まで行われ、有効回答数479名、男女比は男性51.4%・女性48.6%、年代比は20代15.2%、30代47.2%、40代29.4%、その他8.1%である(小数第二位で四捨五入)。歴史に「とても興味がある」(21.3%)あるいは「少し興味がある」(40.1%)人々を対象に、同調査は「歴史や歴史上の人物にはまったくかけ」「好きな時代・歴史上の人物にゆかりのある土地に行ってみたいと思いますか」「好きな時代・歴史上の人物に関するグッズは持っていますか」といった質問を行つてゐる。「とても」ないし「すこし」歴史に興味がある人々が歴史に「はまったくかけ」は、男性の47.1%が「小説」、35.3%が「大河ドラマ」であり、女性の53.2%が「大河ドラマ」、44.7%が「小説」であったという(同設問は複数回答を認める)。選択肢にはこのほか、「マンガ」「映画」「時代劇」「ゲーム」「学校の授業」「アニメ」「テレビドラマ(大河ドラマ以外)」「知人が好きだったから」「舞台」「その他」などがある。年代的には3、40代の男女に小説・大河ドラマの比率が高く、20代は漫画やゲームの影響が大きかったとされる。年代によって歴史に接する媒体は異なるものの、歴史を題材とする娯楽文化によって、

人々は歴史に惹きつけられていることがわかる。そして、同アンケートの「好きな時代・歴史上の人物にゆかりのある土地に行ってみたいか」との設問に対しては、男性75.2%、女性83.7%という高い比率で、「ゆかり」の地への興味が示されている。

そのようなマスメディアと歴史を題材とする娯楽文化、そして「ゆかり」の人物をめぐる地域の動きとの関係、あるいはこうした現象を支える人々の「歴史志向」については今後の課題として、稿を改めて論じることにする⁷⁷。大岡忠相に関して言えば、TBSテレビドラマ『大岡越前』の忠相役・加藤剛氏が複数回越前行列に参加し、評判を呼んだことを指摘しておきたい。加藤氏が越前行列に参加したのは第15・16・30回祭礼である。第15回祭礼が行われた昭和45年(1970)は、テレビドラマ「大岡越前」の放送が開始された年にあたる。第30回は節目の年ということで加藤氏が参加したものらしい。特に第15回の加藤氏の参加は、マスメディア側の宣伝行為の侧面も窺われるし、祭礼の側でも「歴史ファン」「時代劇ファン」などの集客効果を期待できるものであった。各地の歴史上の人物との「ゆかり」を資源化する動きも、地域の人々による一方的な便乗とのみは言いかねない。メディア作品の製作・広報サイドでも地域とのタイアップをあらかじめ視野にいれていると判断しておくべきであろう。この点は、「ゆかり」の人物の資源としての価値を規定している世相として注意が必要な問題である。

さて、以上の事がらと併せて、越前行列に岡崎市からの来賓が参加することにも注意を促しておきたい。岡崎市がパレードに参加しているのは昭和58年(1983)に愛知県岡崎市と茅ヶ崎市の間に「ゆかりのまち」の協定が結ばれたためである。この点について昭和58年(1983)7月2日『神奈川新聞』は「縁組にも名裁き」「大岡越前が取り持つ

市民レベルで永く交流へ」との見出いで以下のように記している⁷⁸。

「ゆかりのまち」制度は、徳川家康を生んだ岡崎市が“家康ブーム”にあやからうと、今年度から始めたもの。大岡越前守忠相公の先祖が、家康の祖父、父の時代に直参の家柄で、忠相公の知行地が現在の岡崎、茅ヶ崎両市にあったことなどから、岡崎市が茅ヶ崎市にモーションをかけ、この縁組が実現した。

岡崎市からの働きかけによって交流関係が結ばれたことがわかる。岡崎市の働きかけもまた、歴史上の人物を資源化する世相との関係で理解することが出来る。茅ヶ崎市が交流の対象に選ばれたのは、すでに触れたように、岡崎市の太平町は忠相が治めた西太平藩であり、かつ、大岡家が徳川氏の古い家臣であったことによる。ここで指摘しておきたいことは、各地域で「ゆかり」を見出している人物の歴史上の交流関係や縁を媒介にした、地域間の連帶・交流が生み出されている点である。人物によってはある人物に「ゆかり」をもつ市町村間でサミットが結成されたり、あるいは、「ゆかり」の人物同士の再会といった催しが取り行われている。こうした「ゆかり」の人物を媒介にした地域間の交流についても今後の課題としておきたい。

以上、本章では戦後の大岡祭誕生の経緯とその後の展開および祭礼の演目について検討を加え、併せて、今後の課題を確認した。

結びにかえて

小稿の議論を整理しておく。「人を神に祀る風習」の周辺には、人々がある人物を特別な存在として位置付けて行う多くの「人神祭祀ではない」、あるいは宗教的ですらない事象が存在する。小稿は、「人を神に祀る風習」という事象について、宗教的・非宗教的であるかを問わず包括的に理解することを試みる研究のケーススタディの一つである。

小稿で扱った大岡忠相は宗教的な営為の対象ではあるが神社祭祀されているわけではなく、民俗宗教の信仰対象ともされていない。つまり、厳密な意味での人神祭祀からは漏れ出てしまうような事例であったといえる。しかし、小稿の議論からも明らかのように、大岡忠相をめぐる営みには人神祭祀と共通する傾向を読み取ることが出来る。大岡忠相をめぐる祭礼のような事例、あるいはもっと宗教色のないような事例と人神祭祀を包括的に理解するための視点として、小稿では「思い入れ」と「関係性」（「ゆかり」）という概念を設定した。人々を人神祭祀に駆り立てるような感情を「思い入れ」という概念で捉え、さらに、人々が当該人物と自己との間に行うなんらかの関係付けが「思い入れ」を規定していると理解した。

以上の議論をもとに、小稿では、忠相への「関係性」の見出され方や「思い入れ」の抱かれ方に注意しつつ、忠相が「ゆかり」の人物として見出されてから贈位祭を経て大岡越前祭に至る歴史を記述してきた。具体的には、第2章では主に近代の贈位祭の歴史を追い、第3章では戦後に復活した大岡祭(大岡越前祭)について、贈位祭との相違に注意しながら報告を行った。

忠相にちなむ祭礼は、忠相が贈位されたことを契機に、その墓所が存在する茅ヶ崎近隣

の小出村・淨見寺で開始された。同祭礼は第2次大戦前後に下火になっていたが、同村が茅ヶ崎に合併するのに伴って、茅ヶ崎の地域振興・地域有和のために復活される。したがって、忠相に見出される地域との「関係性」は、近代と戦後とで変容している。特に、戦後は、忠相を「茅ヶ崎市」という地域の一体性のシンボルとする意識が明確化している。

忠相に見出される「関係性」として特筆すべきものに、職縁的な「関係性」がある。あらかじめ流布していた忠相の名奉行のイメージに基づいて、司法・法学関係者らが忠相を同業の規範・模範的存在として崇敬していた。また、戦後には越前行列において忠相役を務める行政関係者らが忠相に為政者としての規範・模範を見出すような発言があった。さらに、火消し関係者は、忠相を火消し制度の創始者として、つまり職祖(職業上の始祖)として職縁的「関係性」を見出している。演劇・文学関係者の関与は、忠相が「大岡政談」をはじめとする歴史を題材とする娯楽作品によって人々に周知されていたことに関わっていたためであり、これも職縁と判断して差し支えないだろう。

以上のような「関係性」や「思い入れ」は、祭礼への協力や墓所参拝、碑の寄進といった様々な行動や言説によって表明されていた。こうした表現行動は、これを規定している歴史的・同時代的文脈によって理解する必要がある。とりわけ、小稿の作業からは、近代的イデオロギーの作用と歴史を題材とする娯楽文化の存在、あるいは人々の歴史志向とでも呼ぶべき心性に注目することの重要性が明らかになった。

最後に、「関係性」と「思い入れ」の観点から、「人を神に祀る風習」の包括的研究に

おける今後の課題を提示しておきたい。

「関係性」はまったく独創的な形式で見出されるわけではない。当該人物への「思い入れ」の表現も同様である。それらは主観的で個人的な営為ではあるが、間主観的に、あるいは社会的に承認されたり共有されることを要請するため、歴史的な形式、あるいは同時代的な規定を帯びた形式によって表現される。たとえば、人を神に祀る神社は戦後ほとんど創建されていないが、現在でも記念碑や銅像の建立は後をたたないし、歴史上の人物にちなむ祭礼も創始される。一方、こうした形式については、媒体の形式選択のみならず、「思い入れ」を言語によって表現する際の形式選択をも視野に入れる必要がある。無論、歴史上の人物に関する言説は巷に溢れかえっている。日常会話の中で言及されることも多い。そうした言説の中でも、どのようなものに注意していく必要があるであろうか。以下、試みに2点の指標を提示してみよう。

- (1)当該人物に対する肯定的評価を表現する語り
- (2)当該人物のパーソナリティに自他の人々を重ね合わせる語り

偉人を偉人と意識し、あるいは偉業を偉業として肯定的に意識することは、当然、なんらかの価値基準に基づいている。(1)のような事例に、それが当該人物のなにを、なぜ、どのように肯定しているのかに注目しつつ分析を加えていくことで、人々がある人物に「関係性」を見出し「思い入れ」を抱くという現象に関する理解を深めていくことが出来るものと考える。なお、(1)について、仮に当該人物に関する否定的評価が言語化されている場合には、そちらも重視すべきことはもちろんである。その場合、肯定的評価と否定的評価の緊張関係にも注意することが求められる。

一方、(2)は、人々の当該人物に対する「関係性」の見出し方に関わる問題であり、ある人物を地域やなんらかの集団を表象するシンボルとして位置付ける発想と関係する。この点は、当該人物が自己やある地域の人々とどのように関係しているのかを表現する語りとして理解することが出来るからである。小稿の議論で言えば、ある人物を規範・模範として指定し、自身やある人々がそれに見習うべきであるとする言説が該当する。また、小稿の議論には現れてこなかったが、県民性や地域性とでも呼ぶべきものを地域の偉人のパーソナリティに還元して理解しようとする言説も、同種のものとして理解することが出来る。

以上の2点については、言説を表明した主体がどのような人物であり、どのような時代に、どのような地域を生きた人物であるのか、そして同発言がどのような文脈で為されたのかを可能な限り押さえつつ資料化すべきものである。具体的な例示は別稿に譲りたい。

小稿は人神祭祀論ではない。しかし、人神信仰や人神祭祀にも通底するであろう当該人物をめぐる人々の観念に注意を向いた。その意味で、本研究は「人を神に祀る『風習』」論であると位置付けたい。小稿は、その手始めとしての事例報告であり、基礎的考察である。

謝辞

小稿執筆に際して、浄見寺ご住職、茅ヶ崎市役所、商工会議所の皆さんほか地域の方々から多くのご協力を賜った。特に、茅ヶ崎市役所の東哲郎氏には多くのご教示をいただいた。末筆ながら、心から感謝申し上げます。

注

1. 『神奈川新聞』平成 15 年 6 月 3 日号 神奈川新聞社 2003 19 頁。
2. 小松和彦 「『たましい』という名の記憶装置」『記憶する民俗社会』人文書院 2000。
このほか、『神になった人びと』淡交 2001、『神なき時代の民俗学』せりか書房 2002、『神になった日本人』日本放送出版会 2008 などで小松の「人を神に祀る風習」論を参照することができる。
3. たとえば、宮田登の『生き神信仰』では人神祭祀の全体的把握が試みられているが、近代の顕彰神への目配りは為されていない。宮田登 『生き神信仰』 塙書房 1970。
4. 矢野敬一 『慰靈・追悼・顕彰の近代』 吉川弘文館 2006。
5. 小関隆 「コメモレイションの文化史のために」『記憶のかたち—コメモレイションの文化史—』 柏書房 1999。
6. 山泰幸 『追憶する社会』新曜社 2009。
7. 前掲注[山 2009] 156 から 157 頁。
8. 阿南透「『歴史を再現する』祭礼」『社会学研究科紀要』26 号 1986。
9. 前掲注[阿南 1986] 23 頁。
10. 前掲注[阿南 1986] 30 頁。
11. 前掲注[阿南 1986] 31 頁。
12. もっとも、小松は、偉人を崇敬することと宗教的な感情とをきわめて近似したものとして捉えている。本研究もまた宗教的な事象を軽視するものではなく、包括的な視点からのアプローチを試みることを強調しておく。
13. 本研究が「人を神に祀る風習」という言葉を用いるのは、「風習」という言葉を広義にとることによって、包括的な視点を打ち出したいめである。なんらかの人物をめぐる宗教的・非宗教的事象を、人々の当該人物に対する「関係性」の見出し方と「思い入れ」の抱き方の問題として包括的に理解し、それらを総称して「人を神に祀る風習」と呼称する。したがって、本研究では、「人を神に祀る風習」を人神祭祀の単なる言い換えとはしない。ただし、この点については「人を神に祀る」ということの捉え方をめぐって付言しておく必要がある。本研究が「人を神に祀る」ことをどのようなものとして認識し、たとえば「人物記念館」のような神に関わらないものがなぜ本研究の対象となり得るのか、という点に言及しておこう。
本研究でいう「神」は民俗学における一般的理解に逸れるものではない。本研究では、そのような「神」にある人物を重ね合わせるような人々の発想や営為を問題とする。つまり、本研究でいう「神」は、主体が客体に対して付与する属性という側面も有す。「人がある人物を神に祀る」ということは宗教的な現象である。したがって、同事象は人々の神観念や宗教感情の顕在化であると理解することが可能である。一方、同事象は、人々の当該人物をめぐる認識の顕在化でもあると理解すべきである。その場合、「神に祀る」ことは、認識の顕在化の一つの形式であると捉えることが出来る。したがって、ここで考究対象とする「人を神に祀る風習」とは、ある人物の「神格化」という形式選択を人々に促すようななんらかの観念やその多様な顕在化のあり方である。このような観念について、本研究では「思い入れ」という言葉を当てる。「人物記念館」のようなものが本研究の射程に含みこまれるのは、それが「神に祀る」ことではない形式で「思い入れ」が表現された事例と見なし得るからにはかならない。
14. また、この観点は、記憶を一元的には捉えず、それを構築したり想起する主体の営為の問題として理解する点において、岩本通弥のいう「共同体内部でも抑圧されていく記憶」を民俗学の

立場から掬いあげていく際にも効果的な視点となるものと考えられる。岩本通弥「方法としての記憶」『現代民俗誌の地平 3 記憶』朝倉書店 2003。

15. 小稿は、グローカル研究センターにおける研究事業「グローカル化時代に再編する日本の社会・文化に関する地域・領域横断的研究」[研究代表・松崎憲三成城教授、平成 19(2007)年から平成 22(2010)年「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」]における第 3 班研究プロジェクト「地域・地方再生運動としてのグローカル化の実態調査と理論構築」(プロジェクトリーダー・小島孝夫(成城大学准教授))の一環として取り組んでいる研究の現状における成果報告でもある。3 班のプロジェクトは「グローカル化と呼ばれるようになった現象」について、これを「歴史的にかなり古い時代から今日に至るまで不斷に起きてきたもの」と捉える立場から、「日本の社会がグローカル化に起因する文化変化を重層的に内在化してきたことを実証」すること、「グローカル化の歴史的プロセスを理論化」することを目的としている。
16. 辻達也 『大岡越前守一名奉行の実像と虚像』中央公論社(中公新書) 1964。
17. これらの古くからの檀徒は、大岡氏に従って当地に移り住んできた人々の子孫ではないかとの説があるが、各家でも伝承は解らなくなっている。
18. それ以前の景観は『郷土茅ヶ崎』所収の図から推測することが出来る。
茅ヶ崎郷土会 『郷土茅ヶ崎』下巻 茅ヶ崎市教育委員会 1973 27 頁。
19. 2009 年度の調査のかぎりでは、高野山内にも大岡忠相のものと称する墓碑が存在する。また、東京赤坂の豊川稻荷は大岡家宅内の稻荷を移転したものであり、昭和 53(1978)年に戦災から復興した折、境内に忠相の廟所が築かれている。
20. 竹内理三『角川日本地名大辞典 14 神奈川』角川書店 1984 356 頁。
21. 前掲注[竹内 1984] 583 頁。
22. 鶴田栄太郎 『大岡越前守墓と淨見寺』 あしかび舎 1958 16 から 17 頁。
23. 沼田頼輔 『大岡越前守』 明治書院 1929 192 頁から 193 頁。
24. 『横浜貿易新報』(通号 3426) 横浜貿易新報社 1910 4 頁。
25. 前掲注[鶴田 1958] 39 から 40 頁。
26. 『横浜貿易新報』(通号 4168) 横浜貿易新報社 1912 2 頁。
27. 『横浜貿易新報』(通号 4176) 横浜貿易新報社 1912 3 頁。
28. 同縁起は前掲注[鶴田 1958]に筆写されている。
29. 『大岡越前公略伝』は現在、国会図書館所蔵本と鶴田が「大岡越前守畧伝」として筆写する『大岡越前守と淨見寺』所収本の二つが存在し、両者は微妙な内容の相違を有している。前者は著者名を春秋居士としているが、小稿では臼井の筆名であると判断した。鶴田筆者本は淨見寺に寄贈されたものと推測される。なお、淨見寺寄贈本は紛失している。こうした二つのテキストが存在する点については、後者が鶴田の筆写であり、同様に鶴田の写す「淨見寺縁起」に「原文のまま」との注記があること、同じく鶴田が写す淨見寺の「芳名録」が抄録であることなどから、筆写の過程で鶴田が補足改訂を加えたためと判断する。春秋居士『大岡越前公略伝』1913。前掲注[鶴田 1958]19 から 28 頁。
30. この点に関して全体的な見通しを得られる研究としては以下のものを提示しておく。
森岡清美「明治維新期における藩祖を祀る神社の創建」『淑徳大学社会学部研究紀要』37 号 2003。
高野信治「武士神格化一覧・稿」上(下) 『九州文化史研究所紀要』47(48)号 九州大学
2003(2005)、「地域の中で神になる武士たち」『比較社会文化』11 九州大学 2005。
31. もっとも、沼田は前掲書において、西大平藩の歴代藩主が「いずれも越前守の遺訓を守り、領民を勞はつたので、領民は深く舊主を慕ひ、維新の初大岡家のために、土地を購入して邸宅を寄進し、別荘に供した」と記す[沼田 1929 : 190]。旧藩士らが関与し続けていたとしても不思議はない。
32. 幸前伸 『開拓の神々・開拓神社御祭神』 北海道神宮社務所 1984。
33. 前掲注[幸前 1984] 6 頁(ただし原典に頁数の提示なし)。
34. 『横浜貿易新報』(通号 4008) 横浜貿易新報社 1912 7 頁。
35. 田尻佐『増補版 贈位諸賢伝』近藤出版社 1975。
36. 橋田豊宏 『小出誌』 1999 181 頁。
37. 前掲注[橋田 1999] 181 頁。

38. 『横浜貿易新報』(通号 4173) 横浜貿易新報社 1912。
39. 前掲注 29 を参照。
40. 前掲注[辻 1964] 80 頁から 83 頁。
41. 無論、天皇制イデオロギーの影響下にあった当時、勤皇・尊王の行動が忠相にもあったことが強調されている。鶴田筆写の「大岡越前守畧伝」に「勤王」の節があつたことは本文中で言及したとおりである。また、本文中では触れなかつたが、沼田の前掲書も忠相の事跡を顕彰するものであり、多くの事跡に並んで「尊王心の発露」という節が設けられている[沼田 1929 : 75 - 79]。
42. 『横浜貿易新報』(通号 4277) 横浜貿易新報社 1913。
43. 前掲注[沼田 1929] 191 頁。
44. 前掲注[鶴田 1958] 32 頁。
45. 前掲注[樋田 1999] 182 から 183 頁。このほか、『横浜貿易新報』(通号 4281、および 4282) によっても、臨時贈位大祭の様子をうかがうことが出来る。
46. 前掲注[鶴田 1958] 31 頁。
47. 前掲注[鶴田 1958] 31 頁。
48. 前掲注[鶴田 1958] 32 頁。
49. 前掲注[沼田 1929] 192 頁。
50. 前掲注[沼田 1929] 1 から 4 頁。
51. 前掲注[鶴田 1958] 33 頁。
52. 穂積陳重 『法窓夜話』有斐閣 1916 107 から 110 頁。
53. 前掲注[沼田 1929] 192 頁。
54. 前掲注[鶴田 1958] 34 頁。
55. 塩原富男 『茅ヶ崎の記念碑』 茅ヶ崎市文化資料館 1991 17 頁。
56. 前掲注[鶴田 1958] 38 頁。
57. 本資料が鶴田による任意の抜書きであることから、特に強調すべき著名人や鶴田自身と交際関係(郷土史家関係の人物や茅ヶ崎における知人)にあつた人物が、抜書きにあたってピックアップされやすかつた可能性も視野にいれておくべきであろう。
58. 前掲中[鶴田 1958] 38 頁。
59. 前掲中[鶴田 1958] 38 から 39 頁。
60. 大岡越前祭実行委員会 『大岡越前祭五十回記念誌』 2005 14 頁。
61. 前掲注[鶴田 1958] 62 から 63 頁。
62. 前掲中[大岡越前祭実行委員会 2005] 16 頁。
63. 前掲中[大岡越前祭実行委員会 2005] 18 頁から 19 頁。
64. 「大岡越前守奉賛会」は昭和 31 年(1956)、第 1 回祭礼の後に結成され、代表は歴代市長が務めている。鶴田の筆写する「名奉行大岡越前守奉賛会規約」をここに引用しておこう。
- 第一条 本会は名奉行大岡越前守奉賛会と称し事務所を茅ヶ崎市堤淨見寺に置く。
- 第二条 本会は大岡忠相公の人格を追慕鑽仰しその功績道徳を顕彰し人心の昂揚に加護を得ることを目的とする。
- 第三条 本会は目的達成のため左の事業を行う。
- 一、忠相公の墓域、淨見寺の整備維持をなす。
- 二、忠相公の銅像を建立する。
- 三、記念館を建立して忠相公に関する文書、遺物を蒐集陳列する。
- 四、毎年一回追善供養の大法要を営み大岡祭を挙行する。
- 五、その他目的達成に関する事業。
- 第四条 本会の目的に賛同し入会の申込をなしたる者を以て会員とし普通会員、特別会員の二種となる。
- 第五条 茅ヶ崎市内各部落に支部を置く。
- 第六条 本会の運営並びに事業遂行のための経費として会員は左の通りの会費を納める。
- 一、普通会員 会費は年額 金百円以上とする。
- 二、特別会員 会費は一時 金壹万円以上とする。

- 第七条 本会の役員は左の通りとする。任期は二ヶ年とする。但し再選を妨げない。
- 一、会長 一名
 - 二、副会長 三名
 - 三、幹事 若干名
 - 四、支部長 若干名
 - 五、会計 一名
 - 六、監査 二名
 - 七、書記 一名
- 第八条 役員は会員の互選により詮衝し本人の承諾を得て決定し欠員を生じたる時は役員会の議を経て本人の承諾の上決定する。
- 第九条 会長は本会を代表し副会長はこれを助く。幹事は本会の運営事業の企画をなし役員会を招集する。支部長は支部との連絡に当る。会計は会計事務を担当し、監査は会計を監査し、書記は事務を担当する。
- 第十条 役員会は幹事会の企画を審議し決定事項につき分担推進する。
- 第十二条 役員会の推薦により本会に顧問及び參與を置く。
- 第十三条 本会の会計年度は毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終る。
- 第十四条 本会の規約は役員会の議を経て改正することが出来る。
- 附則 本規約は昭和三十一年十二月十六日から施行する。

なお、銅像建立の事業は平成 21 年現在まだ達成されていない。

65. 前掲注[大岡越前祭実行委員会 2005] 6 頁。
66. 『朝日新聞』(神奈川版)昭和 31 年 4 月 10 日号 朝日新聞社 1956 10 頁。
67. 『朝日新聞』(神奈川版)昭和 32 年 4 月 15 日号 朝日新聞社 1957 8 頁。
68. 前掲注[大岡越前祭実行委員会 2005] 77 から 80 頁。
69. 鶴田は、忠相を「消防の神様」とすれば大岡祭を全国レベルの祭礼にすることが出来るという。あわせて、「横浜市の消防に関する展覧会に依嘱されて、公の真筆と公の遺品を浄見寺から出品させると、それらを一番正面の上坐に据えて公が祭られたことを覚えている」と述懐する。忠相に見出される「関係性」の一つとして火消し・消防関係者には注意が必要であろう。前掲注[鶴田 1958] 63 から 64 頁。
70. 『神奈川新聞』平成 8 年 4 月 20 日号 神奈川新聞社 1996 20 頁。
71. 『ふれあい朝日』(4 月 24 日・速報号外) 湘南新聞販売 2005。
72. 『横浜貿易新報』(通号 3680) 横浜貿易新報社 1911 4 頁。
73. 松竹株式会社 『松竹七十年史』 1964。
74. 李受美 「『大河ドラマ』ジャンルの登場とその社会的意味の形成過程」『情報学研究』70 号 東京大学大学院情報学環 2006。
75. 『朝日新聞』昭和 39 年 5 月 15 日号 朝日新聞社 1964 14 頁。
76. 「株式会社アイシェア <http://www.ishare1.com/>」。
77. 歴史志向については、ヘルマン・バウジンガー(河野眞・訳)『科学技術世界の民俗文化』愛知大学国際コミュニケーション学会 2001 199 から 211 頁、あるいは、河野眞『ドイツ民俗学とナチズム』創土社 2005 60 から 608 頁を参照されたい。
78. 『神奈川新聞』(湘南版)昭和 58 年 7 月 2 日号 神奈川新聞社 1983 15 頁。

参考文献

〈著書・論文〉

- 阿南 透 「『歴史を再現する』祭礼」『慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要』26号 1986。
- 岩本通弥 「方法としての記憶」『現代民俗誌の地平3 記憶』朝倉書店 2003。
- 大岡越前祭実行委員会（編） 『大岡越前祭五十回記念誌』 2005。
- 幸前 伸 『開拓の神々・開拓神社御祭神』北海道神宮社務所 1984。
- 河野 眞 『ドイツ民俗学とナチズム』創土社 2005。
- 小関 隆 「コメモレイションの文化史のために」『記憶のかたち—コメモレイションの文化史—』柏書房 1999。
- 小松和彦 『神なき時代の民俗学』せりか書房 2002。
『神になった日本人』日本放送出版会 2008。
『神になった人びと』淡交社 2001。
『たましい』という名の記憶装置』『記憶する民俗社会』人文書院 2000。
- 塩原富男 『茅ヶ崎の記念碑』茅ヶ崎市文化資料館 1991。
- 春秋居士 『大岡越前公略伝』三井駒治 1913。
- 松竹株式会社（編） 『松竹七十年史』松竹 1964。
- 高野信治 「地域の中で神になる武士たち」『比較社会文化』（九州大学大学院比較社会文化研究科紀要）11 2005。
「武士神格化一覧・稿」上『九州文化史研究所紀要』（九州大学九州文化史研究所）47号 2003。
「武士神格化一覧・稿」下『九州文化史研究所紀要』（九州大学九州文化史研究所）48号 2005。
- 田尻 佐 『増補版 贈位諸賢伝』近藤出版社 1975。
- 竹内理三 『角川日本地名大辞典14 神奈川』角川書店 1984。
- 茅ヶ崎郷土会 『郷土茅ヶ崎』下巻 茅ヶ崎市教育委員会 1973。
- 辻 達也 『大岡越前守—名奉行の実像と虚像—』中央公論社（中公新書） 1964。
- 鶴田栄太郎 『大岡越前守墓と淨見寺』 あしかび舎 1958。
- 樋田豊宏 『小出誌』（樋田豊宏） 1999。
- 沼田頼輔 『大岡越前守』明治書院 1929。
- バウジンガー、ヘルマン（河野眞訳）『科学技術世界の民俗文化』愛知大学国際コミュニケーション学会 2001。
- 穂積陳重 『法窓夜話』有斐閣 1916。
- 宮田 登 『生き神信仰』塙書房 1970。
- 森岡清美 「明治維新时期における藩祖を祀る神社の創建」『淑徳大学社会学部研究紀要』37号 2003。
- 矢野敬一 『慰靈・追悼・顯彰の近代』吉川弘文館 2006。
- 山 泰幸 『追憶する社会』新曜社 2009。
- 李 受美 『『大河ドラマ』ジャンルの登場とその社会的意味の形成過程』『情報学研究』（東京大学大学院情報学環）70号 2006。

〈新聞〉

- 朝日新聞社 『朝日新聞』(神奈川版)昭和 31 年 4 月 10 日号 1956。
『朝日新聞』(神奈川版)昭和 32 年 4 月 15 日号 1957。
『朝日新聞』昭和 39 年 5 月 15 日号 1964。
『ふれあい朝日』(4 月 24 日・速報号外) 湘南新聞販売 2005。
- 神奈川新聞社 『神奈川新聞』(湘南版)昭和 58 年 7 月 2 日号 1983。
『神奈川新聞』平成 8 年 4 月 20 日号 1996。
『神奈川新聞』平成 15 年 6 月 3 日号 2003。
- 横浜貿易新報社 『横浜貿易新報』(通号 3426) 1910。
『横浜貿易新報』(通号 3680) 1911。
『横浜貿易新報』(通号 4008) 1912。
『横浜貿易新報』(通号 4168) 1912。
『横浜貿易新報』(通号 4173) 1912。
『横浜貿易新報』(通号 4176) 1912。
『横浜貿易新報』(通号 4277) 1913。